

法科大学院点検・評価報告書

平成26年4月

愛知学院大学大学院法務研究科

目 次

序章	1
1 理念・目的及び教育目標	2
2 教育の内容・方法・成果等	
(1) 教育課程等	5
(2) 教育方法等	11
(3) 成果等	20
3 教員組織	23
4 学生の受け入れ	27
5 学生生活への支援	34
6 施設・設備、図書館	38
7 事務組織	42
8 管理運営	44
9 点検・評価等	48
10 情報公開・説明責任	65
終章	68

序章

愛知学院大学大学院法務研究科(法科大学院)(以下「本研究科」という。)は、「国民の社会生活上の医師としての法曹に必要とされる専門的資質・能力の習得とかけがえのない人生を生きる人々の喜びや悲しみに対して深く共感しうる豊かな人間性の涵養、向上をはかる」という理念のもと、理念の実現と時代・社会の要請に応えうる真の法曹人材の育成を目的として、2005(平成17)年5月に開設した。

本研究科は、学校教育法第109条第3項および学校教育法施行令第40条により、専門職大学院の認証評価は5年毎に受けなければならないこととされており、本研究科が設置されてから5年を経過することになる2009(平成21)年度に、大学基準協会の法科大学院認証評価を受審し、法令が定める科目の開設状況とその内容の適切性、カリキュラム編成における授業科目の適切な分類と系統的・段階的な配置、成績評価、単位認定および課程修了認定の客観的かつ厳格な実施、再試験の基準および方法の明示とその客観的かつ厳格な実施、法学既修者の認定基準・方法と認定基準の公表に重大な問題を有すると判断され、法科大学院基準に適合していないと判定された。

この判定の下に改善を図り、2011(平成23)年度に追評価の申請を行い受審した結果、前述の2009(平成21)年度法科大学院認証評価結果における問題事項が概ね改善されているとの判断を受け、先の認証評価とあわせて、法科大学院基準に適合していると認定された。なお、この認定期間は、2015(平成27)年3月31日までである。

また、先の認証評価において提言された「問題点(助言)」および「勧告」に対する改善に取り組み、2013(平成25)年7月に改善報告書を提出した。

本研究科は、前回の法科大学院認証評価の受審に際し、研究科長を代表とし研究科主任、教務委員会、学生委員会、入試委員会、FD委員会、広報委員会および学修支援委員会の各委員長、代表委員ならびに法務研究科事務室事務長による体制の下で、日々、教育研究活動全般について点検・評価活動を実施するとともに点検・評価報告書、追評価改善報告書を作成している。これらの活動を経て、前回の法科大学院認証評価の受審後5年を経過したことから、大学基準協会に2014(平成26)年度の法科大学院認証評価の申請を行った。

1 理念・目的及び教育目標

【現状の説明】

理念・目的及び教育目標の明確な設定(1-1)

本学は、「行学一体・報恩感謝」を建学の精神としており、「仏教精神、特に禅的教養を元として、行学一体の人格育成に努め、報恩感謝の生活ができる社会人を養成する」ことを目的としている。

本研究科は、この建学の精神を踏まえた「心豊かな人間性と幅広い見識を備えた法曹を育成すること」即ち、「国民の社会生活上の医師としての法曹に必要なとされる専門的資質・能力の習得とかけがえのない人生を生きる人々の喜びや悲しみに対して深く共感しうる豊かな人間性の涵養、向上を図ること」を教育理念としている。愛知学院大学大学院法務研究科(法科大学院)学則(以下「学則」という。)第2条に「本研究科は、法曹分野における高度で専門的な職業能力を有する人材の養成につとめることを目的とする。」と規定し、この理念・目的に基づき、教育目標を次のように定め明確にしている。第一に「豊かな人間性と幅広い見識、高度な専門知識を備えた法曹の育成」、第二に「地域市民のための法曹の育成」、第三に「地域経済を支える法曹の育成」である。(根拠・参考資料:愛知学院大学法科大学院ホームページ(以下「本研究科ホームページ」という。)>理念・特色>教育理念、愛知学院大学法科大学院パンフレット(以下「本研究科パンフレット」という。)2015p.2、平成25年度法科大学院要覧(以下「法科大学院要覧」という。)p.1 学則)

理念・目的及び教育目標の法科大学院制度への適合性(1-2)

前記評価の視点1-1に記載のように、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律(以下「連携法」という)第1条の法科大学院制度の目的である「高度の専門的な能力及び優れた資質を有する多数の法曹の養成を図り、もって司法制度を支える人的体制の充実強化に資する」との視点に照らしても、その趣旨に沿ったものである。(根拠・参考資料:本研究科ホームページ>理念・特色>教育理念、本研究科パンフレット2015p.2、法科大学院要覧p.1 学則)

理念・目的及び教育目標の学内周知(1-3)

研究科内の教員には、新年度初回の本研究科委員会において、周知・確認をするとともに、新入生には、入学式、入学者に対するオリエンテーションにおいて、学則や愛知学院大学大学院法務研究科修学規程(以下「修学規程」という。)の説明を行い、その際、本研究科の理念・目的及び教育目標を新入生に周知すべく、詳細な説明を行っている。また、在学生には、進級時オリエンテーションにおいて、新入生と同様に詳細な説明を行っている。さらに、大学全体への周知については、10学部、大学院10研究科においてさまざまなレベルでの学部や研究科間の連絡調整を行う会議体等があり、そこにおいて、法科大学院パンフレットを配付のうえ、本研究科の理念・目的及び教育目標を繰り返し口頭により、報告し伝えることによって周知している。

理念・目的及び教育目標の社会一般への周知(1-4)

本研究科は、大学全体のホームページの一環として、研究科独自の本研究科ホームページを開設し、そのトップページに「理念・特色」として、メッセージ、理念、特色および学則を掲げ、この理念・特色全般を通して理念・目的および教育目標を明確にしている。この

ページはもちろん一般に公開されたページであり、広く社会に向って開かれている。

その他、毎年作成するパンフレットにおいて本研究科の理念・目的及び教育目標を明確に掲げ、このパンフレットの配布とともに進学相談会を始めとする各種説明会等において、本研究科に関心を持つ人々を始めとする社会全般に対して周知を行っている。（根拠・参考資料：本研究科ホームページ(<http://www.agu.ac.jp/graduate/lawschool/idea/index.html>)、本研究科パンフレット2015p. 2)

教育目標の達成状況等を踏まえた教育目標の検証(1－5)

シラバスにより到達目標の明確化を図り、FD活動における「授業アンケート」(詳細は評価の視点2－39)を実施する等の検証を行うとともに、各学期1回の学生と担当教員との個別の面談、少なくとも各学期1回開催する学生・教員協議会の開催、授業アンケートの実施・研究授業の参観・講演会の実施等FD活動における意識の高揚、学外評価委員会における評価や本研究科委員会および教員懇談会において、各授業の到達目標の達成状況の見解報告に加え、教育目標等の達成状況等について見解を述べることにより情報の共有化を図るとともに、改善方法を検討し、法科大学院を取り巻く諸課題を踏まえ、カリキュラムの改定や入学定員の見直しを行っている。

【点検・評価(長所と問題点)】

理念・目的及び教育目標の学内周知ならびに社会一般への周知(1－3、1－4)

学生への周知については、本研究科パンフレット、本研究科ホームページや進学相談会およびオリエンテーションで実施しており、①少人数教育による極め細やかな指導を実施している。②24時間勉強できる環境が整っている。③修学サポートといった点に対し、魅力を感じたという受験生の志望動機と本研究科の理念・目的および教育目標を基にした入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)とが合致している旨の回答が得られるものの、その後は、学生は学生・教員協議会等で理念・目標には触れることなく、それらの場では授業運営や司法試験に向けてのテーマが中心となっており、現実に学生が本研究科の理念・目的及び教育目標を明確に理解しているか問題である。

教育目標等達成状況等を踏まえた教育目標の検証(1－5)

検証において、学生と担当教員との個別の懇談や学生からの生の声を聞き、教員からの説明やその課題に対して相互の立場で解決に向けた道を切り開くためには、学生・教員協議会の開催は長所といえる。

なお、学期毎の成績判定に際して、本研究科委員会において、教育目標の達成度について議論を行うが、「教育目標の達成度の検証」としては、必ずしも十分なものとは言い難く、科目を越え学生個々人の達成度についての検証が課題といえる。

【将来への取組み・まとめ】

理念・目的及び教育目標の学内周知ならびに社会一般への周知(1－3、1－4)

周知については、本研究科パンフレット、本研究科ホームページや進学相談会およびオリエンテーションを通じ行っているが、現状の説明評価の視点1－5に記した検証段階では理解されていない状況も窺われることから、特に入学を希望する者を対象とする進学相談会において、記述されたことの伝達を行うことに満足することのみならず、教員・事務

職員ともに人事異動のある毎年4月に、進学担当者を含む本研究科職員全員が理念・目的及び教育目標に関し、再確認・再認識のうえ具体的事例によって周知させる必要があると考えられる。

教育目標の達成状況等を踏まえた教育目標の検証(1－5)

定期的に教員懇談会を開催し、学生が各自において自己の達成度をどのように捉えているかの意見交換を実施する。また、別の学生アンケートを実施し、教育目標の達成度について問う。

2 教育の内容・方法・成果等

(1) 教育課程等

【現状の説明】

法令が定める科目の開設状況とその内容の適切性(2-1)

本研究科の教育課程(カリキュラム)編成は、学則第11条および第21条の記載の通りであり、現在の教育課程は、法令の趣旨に則り、法律基本科目群37科目、実務基礎科目群8科目、基礎法学・隣接科目群10科目、展開先端科目群24科目の4科目群に区分され、学習上の合理的順序を勘案して各学年に配当されている。

教育内容に関しては、学生が修了時まで確実に修得すべき知識・能力の内容・水準についての到達目標について本研究科の教育理念に基づき、第一に「豊かな人間性と幅広い見識、高度な専門知識を備えた法曹の育成」、第二に「地域市民のための法曹の育成」、第三に「地域経済を支える法曹の育成」という教育目標を達成するため「共通的な到達目標モデル(第二次修正案)」を踏まえた教育内容になるように配慮している。具体的には、公法系、民事系、刑事系の分野における法律基本科目7科目の到達目標を作成し、それらをシラバス集冒頭に掲載し、関連科目もこれらに配慮しながら各科目の到達目標だけでなく、各回の到達目標についても策定し、統一化が図られるようシラバス担当者による検証を行う体制が整っている。

なお、平成23年度認証評価結果(追評価)指摘事項の「法医学・法歯科学」の基礎法学・隣接科目群から展開・先端科目群への移設に関して、基礎法学・隣接科目は、平成15年3月31日文科科学省告示53号「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」第5条5号に、「基礎法学に関する分野又は法学と関連する分野の科目をいう。」と定められ、隣接学問領域との関係において法のもつ意義を学ぶための科目と解釈できる。本研究科の「法医学・法歯科学」の科目内容は、医学および歯科学において法のもつ意義を学ぶものであり、展開・先端科目群へ移設することの方が適切とはいえないと判断するため、現行の通り基礎法学・隣接科目群に配置している。(根拠・参照資料:法科大学院要覧p.2、pp.7-12 学則、学則別表1および別表1-2、平成25年度法務研究科シラバス集(以下「シラバス集」という。)、東京大学カリキュラム表)

法科大学院固有の教育目標を達成するための適切な授業科目の開設(2-2)

国民の社会生活上の医師としての法曹に必要とされる専門的資質・能力の習得とかけがえのない人生を生きる人々の喜びや悲しみに対して深く共感しうる豊かな人間性の涵養、向上をはかる」との本研究科の教育理念に基づき、第一に「豊かな人間性と幅広い見識、高度な専門知識を備えた法曹の育成」、第二に「地域市民のための法曹の育成」、第三に「地域経済を支える法曹の育成」を教育目標とし、具体的には、法曹分野における高度で専門的な職業能力を有する人材の養成に努めることを目的とし(学則2条)、法曹分野に関する広く、かつ、高度な専門的教育を行うとともに、実務との融合をも図ることを目的とし、事例研究、討論、実地研修、調査等を併用するものとする(同学則9条2項)との規定に則り授業科目を開設している。たとえば、「豊かな人間性と幅広い見識」を備えた法曹の養成を目指すため、特に、「宗教学」、「発達心理学」、「外国人権法」、「国際法」などを開設している。あるいは、地域市民のための法曹の養成を目指すため、「消費者法」、「労働法」、

「地方自治法」、「環境法Ⅰ・環境法Ⅱ」などを開設している。なお、実務との融合を実現するために、「総合実務演習」などを開設している。(根拠・参照資料:法科大学院要覧p. 2、pp. 7-12学則、学則別表1 および別表1-2、シラバス集)

学生の履修が過度に偏らないための科目への配慮(2-3)

法律基本科目群は、その性質上、多くの科目を履修させるが、他の科目群については、科目配当年次に配慮し、学生の選択を可能にし、科目の偏りは生じないように配慮している。

修得可能単位数は修学規程第2条に定め、116単位である。また、修了要件単位数は、学則第20条および修学規程第11条に定め、98単位であり、修了要件単位に対する各科目群の占めるその割合は、以下の通りである。

法律基本科目群、法律実務基礎科目群、基礎法学・隣接科目群、展開・先端科目群の配置比率は下表に示す通りであり、法律基本科目群の修了要件単位数は、公法系基礎・演習科目から14単位、民事系基礎・演習科目から30単位、刑事系基礎・演習科目から14単位、応用演習必修科目(公法・民事法・刑事法)10単位の計68単位69.4%であり、評価基準の70%を上回らないようになっている。実務基礎科目群の修了要件単位数は、11単位11.2%であり、評価基準である10%を上回り開設している。基礎法学・隣接科目群の修了要件単位数は、4単位以上4.1%、展開先端科目群の修了要件単位数は、選択必修科目4単位以上と選択科目4単位以上の計8単位以上8.2%であり、その他実務基礎科目、修了要件として修得する科目を除く基礎法学・隣接科目および修了要件として修得する科目を除く展開先端科目の選択必修科目または選択科目から7単位以上を修得することとなっており、これを各科目群に割り振った場合、比率は上がり偏りが生じることはなく、評価基準に合致したものとなっている。(根拠・参照資料:法科大学院要覧p. 2、pp. 7-12 学則、学則別表1および別表1-2、pp. 15-18、修学規程)

区 分		配 置 単 位 数 (全154単位)		配置比率(%)		修了要件単位数 (9 8 単位)		修了要件比率 (%)	
1. 法 律 基 本 科目群	公法系基礎科目	6	68	3.9	44.1	合計14単位	14.3	69.4	
	公法系演習科目	8		5.2					
	民事系基礎科目	18		11.7		合計30単位	30.6		
	民事系演習科目	12		7.8					
	刑事系基礎科目	6		3.9		合計14単位	14.3		
	刑事系演習科目	8		5.2					
	応用演習必修科目	10		6.5		10単位	10.2		
	応用演習選択科目	6	6	3.9	3.9				
2. 実務基礎 科目群	実務基礎必修科目	11	12	7.1	7.8	11単位	11.2		
	実務基礎選択科目	1		0.6					
3. 基礎法学・隣接科目群		20	20	13.0	13.0	4 単位以上	4.1		
4. 展開先端 科目群	選択必修科目	26	48	16.9	31.2	4 単位以上	4.1		
	選択科目	22		14.3		4 単位以上	4.1		
上記2～4で修得する科目以外の選択必修および選択科目から修得を必要とする選択科目						7 単位以上	7.1		

カリキュラム編成における授業科目の適切な分類と系統的・段階的な配慮(2-4)

法律基本科目群の「公法応用演習Ⅱ」、「民法応用演習Ⅱ」および「刑事法応用演習Ⅱ」を除く34科目と実務基礎科目群の「総合実務演習(エクスターンシップ)」を除く7科目を、法曹を目指す者としての必要不可欠な知識修得のための科目として必修科目として配置、展開

先端科目群のうち「租税法Ⅰ」ほか12科目を、目指す司法試験の選択科目を選択必修科目として配置している。その他法律基本科目群のうち3科目、実務基礎科目群のうち1科目、基礎法学・隣接科目群全10科目および展開先端科目群のうち11科目を、法曹としての関連科目として選択科目として配置している。

各科目の開講年次は、学則別表1および別表2に記載の通り、法律基本科目群は、応用演習科目を除き法学未修者コース1（以下「未1」という。）～法学未修者コース2（以下「未2」という。）および法学既修者コース1（以下「既1」という。）年次に開講、基礎法学・隣接科目群は未1～未2および既1年次、展開先端科目群は未2および既1年次に開講している。具体的には、「基礎」、「発展」、「応用」という段階的な知識の習得のために、まず、未1年次に開講している法律基本科目群のうち、基礎科目をすべて未1年次で修得させる。その際、実務基礎科目群のうち、法情報検索や隣接分野の一部を未1および既1年次の入学直後に開講し、学習のスキルを修得させる。そのうえで、法律基本科目群のうち、演習科目は未2および既1年次、基礎法学・隣接科目群は未1～未2および既1年次、展開先端科目群は未1～未2および既1年次に開講し、基礎的知識を発展させる。そして、基礎的知識を発展、さらに応用させるために専門職として実務に必要な能力を養うために未2～未3および既1～法学既修者コース2（以下「既2」という。）年次に実務基礎科目群を開講している。学生たちがこれらを順次修得することで法曹として必要不可欠な知識・能力を修得できるよう系統的・段階的に履修可能な配置としている。

なお、法律基本科目群の公法・民法・刑事法の三つの「応用演習Ⅱ」および「総合実務演習」を除く実務基礎科目はすべて必修である。これは法科大学院の教育として当然であり、過度の偏りではないと考えている。「総合実務演習」の選択科目への変更は、学外の法律事務所に学生を委託するため、科目内容に対して消極的な学生が受講することにより、委託先法律事務所の業務に支障を発生させないためであり、履修を不要とする趣旨ではない。

（根拠・参照資料：法科大学院要覧pp. 7-12 学則別表1および別表1-2）

授業内容の過度な司法試験対策への偏重（2－5）

本研究科の各授業科目の内容は、法科大学院制度の理念を尊重し、試験対策に偏らないように配慮して設定している。

司法試験の受験科目と関連する授業科目にあつては、司法試験科目の論点とされる内容に偏重することなく、実際の法務実務を踏まえた実践的に探求する授業内容で教育している。

具体的には、シラバス集に記載のように、「民事法実務演習Ⅰ・民事法実務演習Ⅱ」では、事例、事件演習教材を使用して、民事紛争の解決方法について討論しながら検討し、証拠収集方法、人証尋問方法、法律文書作成方法等の基礎的知識を修得し、「総合実務演習」では、法律事務所において、実際の事件について、訴状、答弁書、準備書面、弁論要旨、契約書、遺言書等の書面の起案や、民事事件の各種期日での同席、刑事事件の公判期日での同席、民事、家事調停期日での同席などにより、弁護実務を修得させている（受講生は、委託先法律事務所において弁護士業務を実際に体験する。）。また、「刑事法実務演習Ⅰ・刑事法実務演習Ⅱ」では、刑事判決書の書き方、事実認定の訓練、訴因変更の可否・要否などの知識の修得後、法律基本科目の民法応用演習Ⅰおよび要件事実で修得した知識・能力を活用し、模擬裁判を実施している。（根拠・参照資料：シラバス集）

各授業科目の単位数の適切な設定(2-6)

1年間の授業期間の適切な設定(2-7)

各授業科目の実施期間の単位(2-8)

授業科目の単位数は、授業方法、教育効果および学生の自学自習時間の確保等を考慮して設定している。具体的には、大学設置基準第21条、第22条および第23条の規定に則り、講義および演習科目1回の授業時間を90分とし、計15回を確保し、これをもって2単位とする。止むを得ず休講をした場合は、共通の補講期間内にかならず実施できる年間授業日程としている。ただし、「法情報検索」1単位は、法的知識を修得するうえで、必要な法情報(法令・判例・文献等)を調査することが必要条件のため、入学直後に集中講義として8授業時間をもって行う。「民事法実務演習Ⅱ・刑事法実務演習Ⅱ」の各1単位は、計8回をもって行う。「総合実務演習(エクスターンシップ)」1単位については、事前指導(1授業時間)後、3日間(実時間18時間)の委託法律事務所での実務研修を受け、事後指導(1授業時間)を受講する。

年間授業期間は、4月1日～9月30日を春学期、10月1日～3月31日を秋学期と定め、セメスター制を導入し、各学期15回(1単位の科目は、8回。)開講している。ただし、再試験、進級・修了判定に関わる各種行事等および学部の実務期間との整合のため、平成25年度は、春学期授業を4月4日～7月19日、秋学期授業を9月16日～1月17日の間としている。

各学期の開講授業科目数及び単位数については、春学期は、43科目85単位を開講、秋学期は、36科目69単位を開講し、学生は、後述の評価の視点2-17に示す単位を上限に履修することとしている。(根拠・参照資料:シラバス集pp.157-158、エクスターンシップに関する規程、エクスターンシップ実施要領、法科大学院要覧pp. i - ii 平成25年度法務研究科授業日程表、平成25年度法務研究科(法科大学院)学年暦、2013(平成25)年度愛知学院大学大学院法務研究科時間割(春学期・秋学期))

法理論教育と法実務教育の架橋を図るための工夫(2-9)

理論的な教育をする法律基本科目に属する「憲法演習Ⅰ・Ⅱ」、「行政法演習Ⅰ・Ⅱ」等法律基本7科目の演習科目は、主に研究者教員が担当するが、授業計画作成に実務家教員も参加し、実務教育を行う民事法、刑事法の「民事法実務演習Ⅰ・Ⅱ」、「刑事法実務演習Ⅰ・Ⅱ」の各実務演習科目は、主として実務家教員が担当しているが、法理論教育と同様に授業計画作成に研究者教員が参加して作成するように、カリキュラム編成、授業の内容、履修方法において工夫をしている。法理論教育と法実務教育の融合・架橋を意図し、基礎・応用・発展という段階的な教育を実践している。(根拠・参照資料:法科大学院要覧pp.31-42 授業科目および担当者一覧)

法曹倫理に関する科目、民事訴訟実務、刑事訴訟実務に関する科目の必須科目としての開設(2-10)

未1・既1年次に「法情報検索」、未2・既1年次に「法曹倫理」、「刑事法実務演習Ⅰ」、「刑事法実務演習Ⅱ」を配当し、未3・既2年次に「要件事実」、「民事法実務演習Ⅰ」、「民事法実務演習Ⅱ」、を必修科目、「総合実務演習(エクスターンシップ)」を選択科目として開講し、理論修得後に実務を学ぶ仕組みにしている。(根拠・参照資料:法科大学院要覧pp.7-12 学則別表1および別表1-2)

法情報調査および法文書作成(2-11)

法情報調査は、法律関係科目の学習にとって前提となる知識の獲得を目指す内容である

ことに鑑み、未1・既1年次の春学期の入学直後に「法情報検索」として集中授業として実施しており、法情報の探索方法、判例・法令の意義、読み方及び検索方法の学習、設例問題等とまとめたテキストを作成し、本研究科が導入している法情報調査用のデータベースの利用に関するマニュアルと併せて教材としている。

法文書作成については、必修科目である「民事法実務演習Ⅰ・民事法実務演習Ⅱ」・「刑事法実務演習Ⅰ・刑事法実務演習Ⅱ」の内容であり、シラバスにも明記している。そこで、訴状・準備書面・判決など(以上民事)、起訴状・論告・弁論・判決等(以上刑事)のさまざまな法律文書の起案、作成している。(根拠・参照資料:法科大学院要覧pp.7-12学則別表1および別表1-2、シラバス集pp.75-78、pp.147-150)

法曹としての実務的な技能、責任感を修得・涵養するための実習科目の開設(2-12)

「民事法実務演習Ⅰ・民事法実務演習Ⅱ」・「刑事法実務演習Ⅰ・刑事法実務演習Ⅱ」の内容として、いずれも模擬裁判を行っており、シラバスにも明記されている。また、「総合実務演習」によるエクスターンシップは、委託先法律事務所の担当弁護士との間で会合または文書により協議して学生に体験させるべき事項を明示列举し、効果的実習が行われるように配慮し、集中授業としている。学生には、事前指導で当該科目の趣旨や実習に伴う責任について十分に説明し、事後指導で実習内容の報告および自己点検を行わせる。(根拠・参照資料:法科大学院要覧pp.7-12、シラバス集pp.75-78、pp.147-150、pp.157-158)

臨床実務教育の内容の適切性とその指導における明確な責任体制(2-13)

臨床実務教育として未3・既2年次に「総合実務演習」を開設している。「総合実務演習」は、未1・2および既1年次に修得した法律基本科目群で取得した教育内容を活かし、法曹が活躍する現場を体験することで、専門的技能の修得、法曹としての倫理、責任感の涵養を目指すことを目的としている。具体的には、法律事務所で実際の事件について、訴状、答弁書、準備書面、弁論要旨、契約書、遺言書等の書面の起案や、民事事件の各種期日での同席、刑事事件の公判期日での同席、民事・家事調停期日での同席などにより、弁護実務を修得することを目標とする。

実施については、愛知県弁護士会所属の弁護士に本研究科の目的を理解のうえ、学生の指導をお願いしている。

エクスターンシップに参加する前に、①事前指導を行い、法律事務所で実習を行う際の心構え(特に守秘義務などの弁護士倫理に関わる留意事項を中心とする)、実習での主な事項の解説を行う。そのうえで、②法律事務所における実習(3日間)中に、各法律事務所で扱っている事件に直接触れて、実務対応能力を身に着ける。実習すべき内容の例として、民事事件の訴状の起案、民事事件の答弁書、準備書面の起案、民事事件の証拠申出書の起案、民事事件の証拠説明書の起案、民事事件の口頭弁論期日、証人尋問期日、弁論準備手続期日、和解期日での同席、民事事件、家事事件の調停申立書の起案、民事・家事調停期日の同席、刑事事件の公判期日の同席、刑事事件の弁論要旨などの書面の起案、仮処分、仮差押申立書の起案、遺言書の起案、公証役場への同行、強制執行申立書の起案、契約書の起案、実際の事件処理に必要な判例の検索、実際の事件の処理に必要な資料の収集等である。その後、③事後指導で実習で見聞した事件処理のあり方についての意見や、実際に起案した文書をまとめたレポートを提出させ、それを基にグループごとにケースカンファレンスを行い、他の受講生の取り扱った事件の処理についても意見を述べさせる方法を行っている。(根拠・参照資料:シラバス集pp.147-150、エクスターンシップ実施要項、大阪弁護士会法曹養成・法科大学院協力センター発行の「エクスターンシップガイド」)

リーガルクリニックやエクスターンシップの実施に関する守秘義務への対応と適切な指導(2-14)

「総合実務演習」によるエクスターンシップに際して、守秘義務その他、当該事務所の依頼人の権利を侵害することのないよう慎重な配慮が必要であることを、事前指導の際に学生に十分に理解させるよう周到に説明している。また、責任感の強い意識・維持のため、これら注意事項を遵守する旨の誓約書に署名のうえ、実習中の名札の着用を義務付けている。守秘義務違反等の行為がある場合には、当該学生に対し懲戒処分を行う。なお、かかる事態があった場合のための対応の一部として、学生全員を対象として責任保険に加入している。(根拠・参照資料:エクスターンシップ実施要項、誓約書(エクスターンシップ参加にともなう)、法律実習における守秘義務の遵守について、エクスターンシップに関する規程(8 学生の守秘義務・人権配慮義務))

教育課程に関する特色ある取組み(2-15)

現時点で記載すべき特色ある取組みはない。

【点検・評価(長所と問題点)】

法令が定める科目の開設状況とその内容の適切性(2-1)

平成23年度認証評価結果(追評価)の指摘事項の「法医学・法歯科学」の基礎法学・隣接科目群から展開・先端科目群への移設に関しては、基礎法学・隣接科目は、平成15年3月31日文科科学省告示53号「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」第5条5号に、「基礎法学に関する分野又は法学と関連する分野の科目をいう。」と定められ、隣接学問領域との関係において法のもつ意義を学ぶための科目と解釈できるものであり、本研究科の「法医学・法歯科学」の科目内容が、医学および歯科学において法のもつ意義を学ぶものであり、展開・先端科目群への移設することの方が適切であるとはいえないと判断するため、現行の通り基礎法学・隣接科目群に配置している。加えて、東京大学法科大学院においても、授業科目「法医学」は、基礎法学・隣接科目群の配置とされている。

法曹としての実務的な技能、責任感を修得・涵養するための実習科目の開設(2-12)

修了後に受験すべき司法試験に直結するものではないため、受験対策を意識している未3・既2年次生にとって意欲を持ちにくいことが問題である。

【将来への取組み・まとめ】

法令が定める科目の開設状況とその内容の適切性(2-1)

平成23年度認証評価結果(追評価)の指摘事項である「法医学・法歯科学」の基礎法学・隣接科目群から展開・先端科目群への移設に関しては、今回認証評価において、大学基準協会委員と解釈について協議したい。

法曹としての実務的な技能、責任感を修得・涵養するための実習科目の開設(2-12)

科目の配置意義について、オリエンテーションおよび各授業の第1回開講時に学生に十分な説明を実施する。

(2) 教育方法等

【現状の説明】

課程修了の要件の適切性と履修上の負担への配慮(2-16)

修了要件は、所定期間在学・所定科目単位修得および全学年を通じたGPAが1.5以上であることである。

在学期間は原則として3年であり、所定単位数は総計98単位以上である。法学既修者については、2年以上在学し、既修者認定科目の30単位を加え、合計68単位以上を修了要件としている。(根拠・参照資料:法科大学院要覧pp.16-17 修学規程第11条および第13条)

履修科目登録の適切な上限設定(2-17)

学生の履修可能単位数は、未1、未2および既1年次は各学期20単位まで、各年次36単位まで、最終学年は各学期22単位、年間44単位と定めている。このことは修学規程第2条に規定され、学生に周知されており、秋学期分も含めて仮の年間履修計画を立てさせ、春学期の履修登録の際に各学生の提出した履修登録用紙により事務職員が点検し、履修誤りのないよう確認している。(根拠・参照資料:法科大学院要覧p.15 修学規程第2条)

他の大学院において修得した単位等の認定(2-18)

単位互換制度等の学生が在学中に他研究科および他大学の大学院で科目を履修する制度は設けていない。

入学前に修得した単位等の認定(2-19)

学則第15条に学生が入学前に大学院その他研究・教育機関で修得した単位を、専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号)第25条の一部改正による法学未修者の法律基本科目の学習の充実を図るため、法律基本科目を6単位程度増加することが可能とされていること含み36単位を超えない範囲で本研究科において履修したものとみなす制度を設けている。具体的手続は内規で定めており、その内容は次の通りである。

この制度の適用を希望する学生は、入学時に、既修得単位認定願(所定の用紙)に修得済認定を希望する科目毎に対応する科目を履修した大学院名・科目名および学習した内容を記述し、当該科目のシラバスのコピーおよび成績証明書を添付し申請する。認定希望にかかる科目を担当する教員は、同科目の履修をした場合と同程度の学識が修得されていると認められるか調査・検討し、判定結果案を本研究科委員会で審議し、修得済認定の可否を決定する。なお、2005(平成17)年度の本研究科設置以来、当該科目認定の申請は無く、実績も無い。(根拠・参照資料:法科大学院要覧p.2 学則第15条、法科大学院要覧p.19 法務研究科既修得単位の認定に関する取扱内規)

在学期間短縮の適切性(2-20)

入学前の既修単位の認定は、学則第15条および法科大学院既修得単位の認定に関する内規により、36単位を超えない範囲で本研究科の授業科目の履修により修得したものと認定し、修了に必要な単位数に算入することができることとしているが、在学期間の短縮は行っていない。(根拠・参照資料:法科大学院要覧p.2 学則第15条、法科大学院要覧p.19 法務研究科既修得単位の認定に関する取扱内規)

法学既修者の課程修了の要件(2-21)

法学既修者コース入学者には、未1年次配当の法律基本科目30単位を修得済として認定

し、法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者として法学既修者としている。

1 年次配当の法律基本科目30単位を修得済の認定にあたって、同科目の内容に対応する法律科目試験として7科目(憲法、行政法、民法、民事訴訟法、商法、刑法、刑事訴訟法)の論述試験を行い、各科目とも25点以上、7科目の合計350点以上の得点を以て合格とする選抜試験を課している。なお、司法試験予備試験短答式試験合格者対象入学試験は、受験者は既に司法試験予備試験で短答式試験に合格した者であり、屋上屋を重ねる必要はないとの判断のうえ、法律科目試験は課していない。

法学既修者は、修学期間2年間で課程の修了を可能とし、履修したものとして認定する科目は、法律基礎科目群のうち未1年次生に履修させる「憲法基礎Ⅰ」をはじめとする15科目30単位とし、「法学既修者の単位認定に関する申し合わせ」において定めている。また、課程修了要件は、前述の認定30単位を含め98単位としており、修学期間中の要修得単位数は68単位である。(根拠・参照資料:法科大学院要覧p.20 法学既修者の単位認定に関する申し合わせ、法科大学院要覧pp.16-17 修学規程第12条、第13条、法科大学院要覧pp.7-12学則別表1および別表1-2)

法学未修者、既修者それぞれに応じた履修指導体制の整備とその効果的な実施(2-22)

入学手続者に入学後直ぐに開始される授業に馴染めるように、プレ・オリエンテーションとし、法科大学院入門、法曹入門等の入学に向けての心構え、法律基本7科目の授業体験、チューター紹介および活用の勧めなどを、希望者に平成24年度以降入学予定者へは3月に3回(すべて日曜日)実施している。なお、平成23年度入学予定者については、8月に実施したA日程夏季入学試験合格者には10月～12月の間で11回(すべて土曜日)、12月および2月に実施したA日程秋季およびB日程入学試験合格者を対象として3月に3回(すべて日曜日)実施したが、実施時期、回数から参加者が少なかったことから、平成24年度入学予定者から現在の実施時期・回数へ変更した。

入学生にあつては入学式後にオリエンテーションを実施し、法学未修者、法学既修者別に履修方法を記載した「法科大学院要覧」ほかの資料を配付し、理念・教育目標の確認を含めた説明を最初に行い、学習方法や履修方法全般、学生の個別学習室担当教員の紹介を含め学生生活全般の詳細説明、各授業科目のガイダンスを行う。学期・学年の進行に合わせ、各学期開始前にオリエンテーション(年次初めには「法科大学院要覧」ほかの資料を配付)を法学未修者、法学既修者別に実施し、履修関係事項を中心にガイダンスを行っている。なお、法学既修者は、同一の配当科目を履修する法学未修者年次のオリエンテーションに出席させて、履修指導に遺漏のないように配慮している。併せて、各オリエンテーションに、事務職員も同席のうえ説明するとともに事務窓口において適時指導している。(根拠・参照資料:プレ・オリエンテーション案内、オリエンテーション配布資料)

教員による学習相談体体制整備と効果的な学習支援(2-23)

教員による学習相談体制として、「オフィスアワー」、「指導教授制」、「学生・教員協議会」および「学生・研修生の自主ゼミナールでの助言」がある。

具体的に、「オフィスアワー」制度は、各教員が原則として週に1回、1時間ないし2時間、研究室等で学生の相談・指導のための制度である。それ以外の時間であっても、教員は、学生からの希望に応じて随時相談に応じている。このオフィスアワーの時間は、各

研究室の扉に掲示しているほか、学生へ電子掲示板を通して一覧表を配付して利用しやすいよう周知している。

なお、「オフィスアワー」制度は、学習面での「オフィスアワー」として、法律基本科目の基礎科目講義後に講義内容の質問や確認等ができるように工夫している。受講生の多くはそこに参加し、受講した講義内容の確認や疑問について担当教員から指導を受けている。また、演習科目について、事前に報告担当学生に対し事前指導を行うため、毎回の講義の1週前に1時間程度、報告内容やレジュメの記載内容について確認・指導を受けている。事前指導を受けた報告者は、担当教員が予定していた演習の目的を正しく理解することより、報告が適切に実施でき、論点や理論的にも正しく理解することができ、報告者以外の受講者も不必要な混乱を生じることなく効率的に正しく伝えることができる。

「指導教授制」は、入学してから修了するまで種々の相談が受けられるよう、学生が利用する個別学習室ごとに担当の指導教授を置いている。修学相談や日常の種々の相談のほか、休学、退学等に関わる事前の面談についても指導教授が行ない、継続的な指導ができる体制を整えている。原則として、年2回(春学期、秋学期各1回)の面談を行い、面談表を作成し、学生ごとに個人ファイルを作り、教員が情報を共有することを可能にし、きめ細かな指導を組織的に行えるようにしている。ファイルは研究科長室に施錠した保管庫で管理し個人情報の管理・利用に配慮した体制を採っている。

学生委員会は、春学期・秋学期に各1回、「学生・教員協議会」を開催し、学生たちの悩みや要望・意見を聴取し、学習環境の維持・改善ができる状況を整えている。

「学生・研修生の自主ゼミナールでの助言」は、文字通り、学生等の自主企画のゼミナールへ、要請に応じ出席・助言を行うものである。(根拠・参照資料:オフィスアワースケジュール表、学生・教員協議会開催案内、学生相談・学修支援についての申し合わせ)

アカデミック・アドバイザーやティーチング・アシスタント等による相談体制の整備と学習支援の適切な実施(2-24)

正課外の学習支援の過度な司法試験受験対策への偏重(2-25)

本研究科開設当時の平成17年度から、愛知県弁護士会に所属する若手弁護士を「チューター」として採用してきたが、平成21年度より、順次本研究科出身の弁護士をチューターに採用し、平成24年度からは、すべてのチューターが本本研究科出身の弁護士となり、平成25年度現在、8名が支援している。

チューターは、事務局制を導入し、事務局長が修学支援委員と連絡を密に取りながら、年間の指導計画を作成し、開設講座の種類や担当者、開催曜日を割り振り管理している。チューターを交えた修学支援に関する会議の場において、チューターにシラバスを配付し、授業目的、内容、到達目的等に配慮した学習支援を行い、過度な受験指導に偏らない指導に当たるよう注意喚起をしている。使用する教材についても受験予備校の資料を使用しないよう配慮を求めている。

チューター指導の内容は、一覧表にし、チューター指導を希望する学生、研修生に配付し周知している。担当チューター制を導入し、各チューターは担当する受講生の能力、希望に対し、きめ細かな対応が継続的に行えるように工夫している。

学習支援は、前述した支援と前記評価の視点2-23に記した教員による学習支援以外は、実施しておらず、正課外の学習支援の過度な司法試験受験対策は行っていない。(根拠・参

照資料:平成25年度愛知学院チューター講義企画書)

授業計画の明示(2-26)

毎年度シラバス集を作成し、年度初のオリエンテーションで全学生に配付している。シラバス集には、開講するすべての科目の授業の概要、当該科目の到達目標、授業形態、テキスト・参考文献、評価方法、履修条件のほか、第1講から第15講までの授業計画を示している。その他、採点評価方法(統一的評価基準)、共通的な到達目標をシラバス集冒頭に掲載している。また、ウェブ上のシラバス・システムにも、授業内容および授業計画等を掲示している。予習判例の追加・変更とか課題レポートを受講学生に伝達する手段としても、ウェブ上のシラバス・システムを利用している。(根拠・参照資料:シラバス集)

シラバスに従った適切な実施(2-27)

いずれの科目も、基本的にシラバスに従って実施している。授業の進行について変更がある場合には、オリエンテーション、あるいはウェブ上のシラバス・システムで周知ほか、次回講義の変更内容は直前回の講義の際に学生に口頭で伝えることもある。なお、授業進行自体を担当教員に委ねているため、変更についても担当教員の責任により行われている。

法曹養成のための実践的な教育方法の適切な実施(2-28)

本研究科の授業は、すべての科目で双方向・多方向型の授業を実施している。もとより双方向・多方向の要素および程度は、科目の種類や性質に応じて濃淡の差が存在する。たとえば法律基本科目は、科目の性質上、主に講義スタイルで実施されることが多い(完全にケースメソッドの方法で実施される法律基本科目も存在する)。講義スタイルの法律基本科目も、教員と学生との間で相当回数の質疑応答がなされており、また、予習判例は学生間で相互に対立する見解を述べさせるなど、授業中に学生の発言を求める機会が多い。

演習科目および選択科目では、ケースメソッドまたはプロブレムメソッドによる授業が実施されている。実務演習科目では、交渉技術、訴状・答弁書・準備書面の作成、証人尋問の技術、判決起案、法廷傍聴、模擬裁判等が行われる。例えば、ウェブ上のシラバス・システムに次のレジュメや資料に講義中に扱う判例、質問事項等を示し、それらの予習準備を求め、講義中に質問に対して回答を求めたり、さらにその場で応用問題を質問する等の方法を用いる講義・演習が多い。特に演習においては、学生間の意見交換を可能にするため、双方向・多方向の討論のために質問の内容、方法を工夫している。エクスターンシップでは、事前指導守秘義務等の後に、委託先弁護士の指導・監督の下に、法律相談、事実調査・整理、起案、法廷傍聴等が行われる。(根拠・参照資料:シラバス集)

授業方法の過度な司法試験受験対策への偏重(2-29)

前回の認証評価において「過度な受験対策」を行っていることの指摘があり、本研究科委員会において、法科大学院の理念に反し、過度な司法試験受験対策とにならないことについて共通の認識を持ち、改善を計ったうえで授業にあたっている。また、教務委員会において担当委員を定め、各科目について、シラバスでの確認を行い、研究授業等の際にも確認している。さらに別のアンケート調査の実施により過度な受験対策がされているか否については確認することが可能である。

少人数教育に実施状況(2-30)

法科大学院基礎データ表5に示した通り在籍者数は少なく、また、入学定員も25名(平

成26年度からは20名)であり、少人数教育を実践している。科目によっては、1名の学生を対象とすることもある。また、実務教育における模擬裁判等を実施する科目では、学生数が少ないため、学生の担当役の代行としてチューター弁護士へ授業参加を依頼し実施している。

各法律基本科目における学生数の適切な設定(2-31)

1学年の入学定員は25名であるが、平成26年度からは20名とした。実際には休学者等も存在するので、平成25年度末1年次の学生数は2名であり、法律基本科目は勿論、すべての授業科目において学生数も1名若しくは数名である。もとより前年度に単位を修得できなかった学生が1学年下の必修科目の授業に参加したり、法学既修者が法学未修者の上位1学年上の必修科目の授業に参加するが、その場合でも、受講学生数は数名である。

個別指導が必要な授業科目におけるふさわしい学生数の設定(2-32)

個別的指導が必要な授業科目である「総合実務演習(エクスターンシップ)」の平成25年度の実施状況は、未3・既2年次生の全員6名が参加した。事前指導および事後指導は、実務家教員が担当する。委託先弁護士事務所から受入承認が得られ、1事務所1名の学生の研修となり、実質的な個別指導が受けられ、効果は絶大である。

成績評価、単位認定及び課程修了認定の基準及び方法の明示(2-33)

成績評価、単位認定及び課程修了認定の客観的かつ厳格な実施(2-34)

成績評価および単位認定については、春学期・秋学期の各期末に定期試験等を実施し、成績をAA(100～90点)・A(89～80点)・B(79～70点)・C(69～60点)・D(59点以下)で評価し、AA・A・B・Cを合格として単位を与え、Dを不合格とする。このことは、オリエンテーションの際に配付する法科大学院要覧の学則第18条に明示しており、説明も行っている。

評価方法は、定期試験60点、平常点20点、中間試験20点の合計100点満点を原則とする。科目によっては予め本研究科委員会の承認を得れば定期試験を行わないこともあり、その場合には平常点(出席状況・発言状況・小テスト・レポート)で評価する。なお、これと異なる評価を行う場合はあらかじめシラバス等で学生に周知させるよう徹底している。

修了要件は、所定期間在学・所定科目単位修得である(修学規程第11条)。在学期間は原則として3年であり、修了要件単位数は総計98単位以上である。法学既修者は、2年以上在学し、既修者認定科目の30単位を加え、合計98単位以上を修了要件としている。

成績評価の際、A以上は全受講者の30%以内、AAは同10%以内とし、この割合に適合しない場合には、理由を記載した書面を添付することになっている。D判定をする場合にも、同様に理由の記載を求める。共同担当科目については、担当教員間の協議を経て統一評価を採点表に記入する。

その上で、GPA1.5以上および修得単位数により本研究科委員会の審議を経て成績評価を決定する。進級および課程修了の可否についても同様に、本研究科委員会の審議を経て決定する。

なお平成19年11月に「成績判定に関する異議の申立てについて(内規)」を制定し、これに基づき、成績判定に異議のある学生は、書面を提出して、研究科長に対して、成績判定について異議を申し立てることができる。

これに関する研究科長の判断は、本研究科委員会の承認を経て、当該学生に理由を付した書面で伝える。(根拠・参照資料:シラバス集p. i 採点評価方法(統一評価基準)、法

法科大学院要覧p. 2 学則第18条、第19条、法科大学院要覧、pp.15-17 修学規程第7条～第11条、第12条～第19条、p. 23 成績判定に関する異議の申立てについて)

再試験の基準及び方法の明示とその客観的かつ厳格な実施(2-35)

修学規程16条1項により次のように定めている。定期試験又は追試験に合格しなかった学生は、合格しなかった科目の再試験を受験することができる。この規定は法科大学院要覧に記載し、学生にあらかじめ周知している。

再試験の成績評価も、本研究科委員会に諮り、評価の視点等の報告・審議により公正かつ客観的に行っている。再試験を受験した科目の成績評価は、C評価又はD評価の2段階に限られる(修学規程16条2項)。再試験の結果もD評価となり留年を余儀なくされた学生も存在する。(根拠・参照資料:法科大学院要覧pp.16-17 修学規程第16条、第10条)

追試験などの措置とその客観的な基準に基づく追試などの実施(2-36)

修学規程15条により、やむを得ない事情によって定期試験を受験することができなかった学生は、当該科目につき別の日時に行う追試験を受験することができる。追試験を受験しようとする学生は、所定の日時までに願書を提出する(同規程17条)。この規定は法科大学院要覧に掲載し、学生にあらかじめ周知している。なお、やむを得ない事情とは、病気、事故、第3親等以内の弔辞などであり、出席できない(できなかった)理由を証明する書類の提出が必要である。(根拠・参照資料:法科大学院要覧p.17 修学規程第15条)

進級を制限する措置(2-37)

修学規程第8条および第9条で定め、法学未修者の1年次から2年次への進級に必要な修得単位数は30単位、2年次から3年次への必要な修得単位数は66単位、この単位数を充足していない学生は、次年次への進級が不可とされ原年次に留まる。留年した学生が再度の原年次終了時において上記単位数を充足していない場合は、成業の見込がない者と認め、学則第37条の規定により退学処分とする(修学規程第10条)。なお、法学既修者の1年次から2年次への進級に必要な修得単位数は、32単位と定めている(修学規程8条第2項)。進級制限による留年の現状は次の通りである。

平成21年度から22年度への進級状況は、未・既1年次から未・既2年次へ進級を不可とされた者は9名、未2年次から未3年次へ進級を不可とされた者は3名存在した。

平成22年度から23年度への進級状況は、未・既1年次から未・既2年次へ進級を不可とされた者は3名、未2年次から未3年次へ進級を不可とされた者は0名である。

平成23年度から24年度への進級状況は、未・既1年次から未・既2年次への進級および未2年次から未3年次へ進級は、不可とされた者はいない。

なお、平成24年度から25年度は、1年次から2年次への進級を不可とされた者は1名、未2年次から未3年次への進級を不可とされた者は0名である。(根拠・参照資料:法科大学院要覧pp.15-16 修学規程第8条、第9条)

進級制限の代替措置の適切性(2-38)

進級制限を行っていることから、当該視点は該当しない。

教育内容及び方法の改善を図るためのFD体制の整備とその実施(2-39)

学生による授業評価が組織的に実施しており、その結果から教育効果を測定し授業方法の改善に役立てたり、各学期第8回目(原則)に実施している中間テストや、科目によっては授業中の小テストにより学生の知識の定着の程度を確認している。また、各科目には、到達目標が設定されており、小テストの実施により、それらの結果に基づき、他の科目担

当事者間で、中間テスト、定期試験以外であっても随時学生の理解の進捗程度を確認しながら講義を行い、きめ細かな指導を実践している。なお、教育効果の具体的測定は、定期試験において到達目標に則した設問によるもののほかはない。

教育と研究の発展について自己点検・自己評価を行い、研究科の質的向上を不断に図ることを目的として、FD委員会が置かれている。

FD委員会は、研究科主任および若干名の専任教員により構成されている。FD委員会の活動内容は、①教育内容・方法の改善に関する点検と評価、②教育および研究の総合的な発展のための諸施策の検討、③学生による授業評価に関する分析と評価、④教員による自己点検・自己評価に関する分析と評価、⑤FD活動に関する報告書の刊行及びホームページにおける公開、⑥FD活動に関する情報・資料の収集、分析および広報活動などである(FD委員会規程第3条)。

FD活動として「授業アンケート」、「研究授業」および「FD講演会」を行っている。春学期・秋学期とも第4回目の授業で中間アンケートを、また、第14回目の授業で期末アンケートを実施している。

中間アンケートの結果は直ちに担当教員に渡され、翌第5回以降の授業改善に活用される。期末アンケートは、アンケート結果を踏まえて担当教員は自己評価書を作成する。FD委員会では、アンケートの集約結果および各担当教員の自己評価書を分析し、教育内容・方法の改善策を取りまとめ、報告書(分析結果)を作成している。

「研究授業」は、春学期・秋学期とも2科目ずつ(1年で合計4科目)実施している。授業を参観した直後に検討会を開き、そこでの議論を踏まえ、担当教員が授業改善報告書を作成し、教育方法の改善を図っている。

「FD講演会」は、1年に1回、他大学の法科大学院の研究科長等へ講師を依頼し、授業・成績評価、入学試験、FD活動等について、実際の運営状況および課題を中心に講演を開催し、その後の質疑応答を経て、本研究科の教育体制の改善を図っている。

また、教員懇談会を開催し意見交換を行い、教育内容の向上のための工夫を行っている。その他、学生面談(年2回)、学生・教員協議会(年2回)を開催し、学生から直接意見を聞き取り、改善に役立てている。

さらに、年に2回、これらの教育活動について外部評価委員に対し情報を提供し、意見・助言に基づき改善を続けている。学外評価委員会での意見や指摘は、本研究科委員会へ報告され、情報を共有し、個別の教員が講義で対応できる内容は各自が改善に向け努力し、組織的な改善が必要な場合は、委員会において検討する。(根拠・参照資料:愛知学院大学大学院法務研究科(法科大学院)FD(ファカルティ・ディベロップメント)委員会規程、平成24年度授業アンケート用紙、平成24年度秋学期授業アンケート集計結果および教員自己評価の分析、平成24年度授業アンケート集計表、平成24年度秋学期授業アンケート自由記述一覧、平成24年度秋学期授業アンケート自己評価書、平成25年度授業アンケート用紙、平成25年度春学期授業アンケート集計結果および教員自己評価の分析、平成25年度春学期授業アンケート集計表、平成25年度春学期授業アンケート自由記述一覧、平成25年度春学期授業アンケート自己評価書)

FD活動の有効性(2-40)

FD委員会により、学生による授業アンケートを各学期14回目の授業時に実施しその

分析は学期末に、研究授業とその検討会は各学期2回、FD講演会は年1回のペースで行っている。

各学期に2回の割合で行われる研究授業では、検討会を経て、そこでの感想・意見を記載した改善報告書を提出し、FD委員会がこれを集約し、本研究科委員会へ報告する。
(根拠・参照資料:授業アンケート実施依頼、研究授業開催案内および検討会議事録、FD講演会開催案内)

学生による授業評価の組織的な実施(2-41)

学生による授業評価の結果を教育の改善につなげる仕組みの整備(2-42)

すべての開講科目(集中講義を除く)で授業アンケートを行っている。アンケートの質問項目は、各学期にFD委員会が設定する。講義科目の質問項目は10項目であるのに対し、演習科目は8項目であり、質問項目に若干の相違がある。10項目のうち7項目は共通している。質問事項7は、講義科目では教員の説明の判りやすさが問われているのに対し、演習科目では授業運営に関する教員の指導の適切性が問われている。講義科目のみの質問事項は、学生からの質問に対する教員の対応や学生の理解度に配慮した授業展開の項目である。

平成24年度春学期の学生による授業アンケートの回収率が低かったことを反省に、回収の徹底を図り平成24年度秋学期には100%の回収ができ、平成25年度春学期も100%の回収である。回収したアンケートはFD委員会により集約され、アンケート集計結果及び自由記述の内容が担当教員に渡され、各教員はアンケート結果を分析し、問題点を自己点検したうえで、授業内容および方法の改善策をまとめ自己評価書を作成し、これをFD委員会へ提出する。FD委員会では、アンケートの集約結果および各担当教員から提出された自己評価書を踏まえ、本研究科全体として教育内容および方法の改善策を議論する。FD委員会の議論の結果は、各学期に報告書としてまとめるほか、本研究科委員会、学外評価委員会へ報告・検討後、学生個々人および授業担当教員へ配付する。

前述の通り、組織的に実施しており、授業アンケートの結果を教育の改善につなげる仕組みは整備されている。

上記の(期末)授業アンケートのほか、各学期の第4回目の授業時に中間授業アンケートを実施している。中間授業アンケートの結果は直ちに授業担当教員に渡し、これに基づき、各教員は第5回目以降の授業内容および方法の早期改善に努めている。

なお、多数の科目の受講生は、1名のみを含め10名に満たないので、アンケート集計結果は、数的に必ずしも意味があるとは思えないと判断している。(根拠・参照資料:平成24年度授業アンケート用紙、平成24年度秋学期授業アンケート集計結果および教員自己評価の分析、平成24年度授業アンケート集計表、平成24年度秋学期授業アンケート自由記述一覧、平成24年度秋学期授業アンケート自己評価書、平成25年度授業アンケート用紙、平成25年度春学期授業アンケート集計結果および教員自己評価の分析、平成25年度春学期授業アンケート集計表、平成25年度春学期授業アンケート自由記述一覧、平成25年度春学期授業アンケート自己評価書)

特色ある取り組み(2-43)

入学手続き者に入学期直ぐに開始される授業に馴染めるように、法科大学院入門、法曹入門等の入学に向けての心構え、法律基本7科目の授業体験、チューター紹介および活用

の勧めなどを、希望者を対象に3月に3回(すべて日曜日)実施している。

【点検・評価(長所と問題点)】

法曹養成のための実践的な教育方法の適切な実施(2-28)

模擬裁判等の学生指導をより適切に実施するうえで、学生数が不足しており、弁護士チューターの代役によって補わざるを得ない問題が生じている。

授業を行う学生数(2-30)

効果的な学修のために、一つの授業科目について同時に授業を行う学生数を少人数としている。この原則は厳格に遵守されている。法律基本科目のすべてで、同時に授業を行う学生数は、法令上の基準(50人)に従って適切に設定されているが、多くの授業科目が個別的指導となっており、学生間の競争意識が欠けていることや多数の意見等による議論が行えない等の問題が生じている。

学生による授業評価の結果を教育の改善につなげる仕組みの整備(2-42)

評価の視点2-30に記した通り、授業アンケートにおいても受講学生数が極端に少ないことにより、アンケートとしての活用が必ずしも有意義であると思えないことは問題である。

【将来への取組み・まとめ】

法曹養成のための実践的な教育方法の適切な実施(2-28)

模擬裁判等の学生指導をより適切な実施に向け、学生数の不足解消のためにも、広報活動および入学者選抜のあり方等を再検討し、入学者の確保に努める。

授業を行う学生数(2-30)

多くの授業科目が個別的指導となっており、学生間の競争意識が欠けていることや多数の意見等による議論が行えないこと、基本科目、ならびに演習科目、実務演習科目(民事法実務演習Ⅰ・民事法実務演習Ⅱ、刑事法実務演習Ⅰ・刑事法実務演習Ⅱ)において少人数で行いきめ細かな講義が実施できているが、学生指導をより適切に実施することおよび適切な学生数により学生間の競争心の向上のためにも、広報活動および入学者選抜のあり方等を再検討し、入学者の確保に努める。

学生による授業評価の結果を教育の改善につなげる仕組みの整備(2-42)

受講学生数が極端に少なくアンケートとしての活用できないことの解消のためにも、広報活動をおよび入学者選抜のあり方等を再検討し、入学者の確保に努める。

(3) 成果等

【現状の説明】

教育効果を測定する仕組みの整備と有効性(2-44)

基礎と発展・応用で構成している教育課程の根幹は、シラバス集冒頭に掲載している法律基本7科目の到達目標および各科目シラバスにおける到達目標であり、授業担当教員が「共通的な到達目標モデル(第二次修正案)」を踏まえて、授業進行を勘案のうえ作成しているものである。学生がこの到達目標を熟知し、1回々々の教授内容を確実に身につけることの不断努力が必要であり、また、事前に公表される授業計画により、予習や授業後の理解不足箇所の質問および復習における自修による効果が大きく、基本の繰り返しができる仕組みになっている。

授業において目標とする内容の達成度を測定する仕組みは、学期中盤における中間テストと学期末における定期試験がある。

学生は、中間テストの結果で、そこまでの授業内容の修得度を確認し、定期試験では、その授業で修得すべき内容全体についての修得度を再確認する。教員は、その効果判定のための採点により成績評価する。その評価方法については前述の評価の視点2-33および2-34の通りであり、評価結果は、教務委員会を経て本研究科委員会で成績一覧を配付のうえ審議・決定する。この審議・決定により、全専任教員が共通認識するとともに、特に不合格(D)評価をした場合は、その理由の報告を含め教員間の評価基準に大幅な誤差が生じないようにしている。なお、定期試験終了後に学生へ試験講評を行い、知識の修得できなかった箇所についての再教育を実施している。

採点評価方法は、統一基準を設けシラバス集冒頭に記載し、各授業科目のシラバスに記載している。授業担当教員は、この基準により採点評価を行うことを原則としている。これによらない場合は、必ず評価方法を当該授業科目のシラバスに明示することになっている。(根拠・参照資料:シラバス集)

司法試験合格状況を含む修了者の進路の適切な把握・分析による理念・目標および教育目標の達成状況(2-45)

修了生の法曹以外も含めた進路の把握(2-46)

修了生の進路の状況及び社会における活動の状況等の公表(2-47)

司法試験実施直後に、受験資格者へ司法試験受験アンケートを実施し、受験状況および短答式試験評価点、論文試験の出来具合の調査を行い、この受験アンケートを基に短答試験合格者の調査を行っているが、アンケート自体の回答を含め、情報収集には個人情報保護という大きな障壁があり、本年の回収率は60.9%であって、100%の回収および情報を得ることは不可能な状況である。

回答を集計のうえ、本研究科委員会で、受験者の出来具合等についての検討を行い、不得意項目の教育方法等の点検・評価を行い、授業改善に資するほか、「受験慰労会」を開催し、受験に対する取り組み方等の再指導と今後の支援方針を周知している。

分析した結果、受け控えを含めた未受験者が、40.4%を占めており、受験の先延ばしが合格に結び付かないことが理解されていない。また、最終合格に到らなかった受験者を含め、論点の把握および論述能力不足が否めなく、日頃の訓練の重要性が窺われることから、

カリキュラムの改正により、演習科目の充実を図り、修了生に対しては、正課授業も可能とし、チューターによる指導を充実した。

なお、修了生の司法試験受験者数および合格者数は、次の通りである。

司法試験実施年		2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
受 験 者 数	未修	15	25	32	41	41	39
	既修	1	1	2	0	2	0
	計	16	26	34	41	43	39
短答式合格者数	計	3	11	12	12	14	20
最終合格者数	未修	0	3	2	1	1	3
	既修	0	1	1	0	1	0
	計	0	4	3	1	2	3

次に、修了者(一部修了予定者)に対する標準修業年限修了率について、例年1～2名の成績不良による留年者が生じた結果であるが、2008・2009年度入学者については、疾病や進路変更の結果等により休学をした者が含まれているため、修了率が下がったものである。なお、1～2名の成績不良は、想定内であるといえる。

標準修業年限修了者数および修了率は、次の通りである。(※は、修了予定者数)

入学年度		入学者数 (A)	修了者数 (B)	標準修了年限 修了者数(C)	修了率(%) (C/B)	修了率(%) (B/A)
2005年度	未修者	28	27	23	85.2	96.4
	既修者	0	0	0	—	—
2006年度	未修者	33	30	28	93.3	90.9
	既修者	1	1	1	100	100
2007年度	未修者	32	20	19	95.0	62.5
	既修者	0	0	0	—	—
2008年度	未修者	32	19	16	84.2	59.4
	既修者	2	2	2	100	100
2009年度	未修者	15	11	8	72.7	73.3
	既修者	1	1	1	100	100
2010年度	未修者	10	※ 7	6	85.7	70.0
	既修者	0	0	0	—	—
2011年度	既修者	0	0	0	—	—

修了者の進路把握については、修了時の進路調査に加え、司法試験受験アンケートにより調査しているが、司法試験受験アンケート同様に回収率が悪いことおよび回答拒否等の関係から、確実な把握は容易でなく、法曹三者を除き些かアバウトな回答しか把握できない状況である。法曹三者以外の就職先としては、官公庁公務員へ進むものが多く、その他の者についても、企業内法務担当に就く者が多い状況である。なお、就業者の中にも司法試験受験資格内の者については、受験を目指している者が多数含まれており、今後就職先・率は変動する。

修了生の進路の状況及び社会における活動の状況等の社会に対する公表については、前

述の通り、法曹三者を除き、概略的なものとなり混乱を招くこともあることから、敢えて公表は控えている。（根拠・参照資料：司法試験受験アンケート）

理念・目的及び教育目標達成のための教育成果等を踏まえた教育内容方法に関する特色ある取り組み（2－48）

現時点で記載すべき特色ある取り組み、【点検・評価（長所と問題点）】および【点検・評価（長所と問題点）】は無い。

3 教員組織

【現状の説明】

専任教員数(3-1)

本研究科の専任教員数は、現在14名であり、法令上要求される最低必要教員は12名を満たしている。また、学生の収容定員は75名、在籍学生数16名であるので、教員一人当たりの学生数は5.4名であり、学生15人につき専任教員1名の基準も満たしている。(根拠・参考資料:法科大学院基礎データ表5)

専任教員は一専攻に限り専任教員として取り扱われているか(3-2)

本研究科の専任教員は、14名(研究者教員10名、実務家教員4名(内2名みなし専任教員))すべて法科大学院のみの専任教授であり、告示第53号第1条第5号の基準を満たしている。(根拠・参考資料:法科大学院基礎データ表5)

教員中の教授の比率(3-3)

本研究科の専任教員は、14名全員が教授であり、告示第53号第1条第6号の基準を満たしている。(根拠・参考資料:法科大学院基礎データ表5)

専任教員としての能力、専任教員中の実務家教員の比率(3-4・3-5)

本研究科の専任教員は、研究者教員10名、実務家教員4名により構成している。研究者教員10名全員、大学助手からの教育・研究歴47年を筆頭に10年以上を有し、いずれの教員も各専門分野に関し教育上または研究上の業績を有し、特に優れた知識および経験を有する者である。実務家教員4名(内2名みなし専任教員)は、専任教員の約28.6%を占め、告示第53号第2条の2割以上という基準を満たし、裁判官(現弁護士)1名、検察官(現弁護士)1名、弁護士1名、官公庁公務員(衆議院法制局第5部長(衆議院厚生労働委員会専門員))として10年以上の経験を有し、各専門分野に関し、特に優れた知識および経験を有する者である。なお、2名のみなし専任教員は、平成25年度にみなしを外した専任教員へ任用変更する。

上記に示したとおり、本研究科では、各教員の教育・研究業績と授業科目との適合性を重視し、専門分野に関し高度な指導能力を備えた教員を配置している。なお、現在在籍する研究者教員10名と実務家教員2名は、本学法科大学院設置または他大学法科大学院設置にあたり文部科学省の設置審の審査において、適任との評価を受けている。

法律基本科目の各科目毎の専任教員の配置(3-6)

本研究科の入学定員25名であることから、憲法1名、行政法2名(研究者・実務家教員各1名)、民法3名、商法1名、民事訴訟法1名、刑法1名および刑事訴訟法1名(行政法1名を除く各科目は研究者教員)を配置している。(根拠・参考資料:法科大学院基礎データ表6・7、法科大学院要覧pp.31-43 授業科目・担当教員)

法律基本科目、基礎法学・隣接科目および展開・先端科目の専任教員の配置(3-7)

法律基本科目群は前項記述の通り法律基礎7科目に専任教員を配置するとともに、商法および商法演習を除き37科目中35科目を専任教員が担当している。基礎法学・隣接科目群および展開・先端科目群の34科目中11科目(国際協力法、経済法、家族法、民事保全・執行法、地方自治法、外国人権法、国際法、国際人権法総論、国際人権法各論、環境法Ⅰおよび環境法Ⅱ)に専任教員を配置している。(根拠・参考資料:法科大学院基礎データ表6・

7、法科大学院要覧pp. 31-43 授業科目・担当教員)

法律実務基礎科目への実務経験のある教員の配置(3-8)

実務基礎科目群の「法曹倫理」に実務家専任教員3名、「要件事実」に実務家専任教員1名、「民事法実務演習Ⅰ」および「民事法実務演習Ⅱ」に実務家専任教員2名と兼任の実務家教員1名「刑事法実務演習Ⅰ」および「刑事法実務演習Ⅱ」に実務家専任教員3名、「総合実務演習」の事前・事後教育担当に実務家専任教員3名を配置し、「法情報検索」は3名の研究者教員を配置している。(根拠・参考資料:法科大学院基礎データ表6・7、法科大学院要覧pp. 31-43 授業科目・担当教員)

専任教員の年齢構成(3-9)

70代5名、60代5名、50代2名、40代2名であり、後任補充をするうえで、教員の退職時期、教育組織の強化を勘案した結果、平成22年度に他の法科大学院定年退職した民法担当教員2名を採用、平成23年度に民事訴訟法担当教員の採用を行ったため、偏った年齢構成となっている。また、法科大学院を取り巻く現況において後任人事が非常に厳しいことから、定年に達した教員および達する教員4名を1年更新で、引き続き75歳までの継続任用としている。(根拠・参考資料:法務研究科教員定年退職日)

専任教員の性別構成比率(3-10)

14名の専任教員中、女性教授は1名のみであり、比率的には低い状況である。

専任教員の後継者の養成または補充(3-11)

本研究科は現在16名枠であるところ、現在14名であり、さらに、前記評価の視点3-9で記したように1年更新の教員の早急な補充が必要であるが、法科大学院を取り巻く現況において後任人事が非常に厳しいことから、弁護士資格を有する実務家教員を教授または准教授とする後任人事を行うこととし、准教授については、教授への養成を実施することとしている。

教員の募集・任免・昇格の基準、手続き(3-12)

教員の人事案件は、法務研究科長を議長とする本研究科委員会で審議している。教員の募集・任免・昇格に関する規程・基準は、「愛知学院大学法科大学院教員採用規程」「愛知学院大学教員資格審査委員会内規」「愛知学院大学教員資格選考基準」を定め、本研究科の人事に関する計画・立案および法務研究科専任教員の要求により、本研究科委員会に研究科長を委員長とする人事委員会および専任教員等で組織する審査委員会を設け、人事委員会または審査委員会を経て、本研究科委員会へ提案・審議している。(根拠・参考資料:愛知学院大学法科大学院教員採用規程、愛知学院大学教員資格審査委員会内規、愛知学院大学教員資格選考基準)

教員の募集・任免・昇格(3-13)

法科大学院固有の専任教員組織である本研究科委員会において、「愛知学院大学法科大学院教員採用規程」「愛知学院大学教員資格審査委員会内規」「愛知学院大学教員資格選考基準」に従い適切に行っている。平成22年度以降は、民法担当教員2名(平成22年度採用)、民事訴訟法担当教員1名(平成23年度採用)および実務家教員1名(平成23年度採用)を採用決定した。(根拠・参考資料:本研究科委員会議事録 平成21年度第8回、第9回、第10回、平成22年度第1回、第2回、第3回、第9回、第10回)

専任教員の授業担当時間(3-14)

専任教員の担当授業負担の最大は6.15コマ：12.3単位、みなし専任教員は最大1.4コマ：2.8単位であり、基準を満たしている。(根拠・参考資料：法科大学院基礎データ表7、表9)

専任教員の研究専念期間制度(サバティカル・リーヴ)等(3-15)

在外研究員制度「愛知学院在外研究員規程」に引き続き国内研究員制度「愛知学院国内研究員規程」が平成21年4月1日から運用開始し、この制度により運用している。なお、両制度とも対象者を55歳以下の者に限定しており、本研究科は設置時に教育・研究経験の豊富な教員で構成したこともあり、本研究科構成教員はこの年齢制限上、制度の活用が困難なこともあり、法人理事会に対し本研究科教員については60歳以下を対象とすべく協議した結果、平成23年度に59歳の教員の国内研究員が特例で認められ、平成23年4月からの半年間早稲田大学を拠点とし研究を行った。(根拠・参考資料：愛知学院在外研究員規程、愛知学院国内研究員規程)

専任研究員に対する個人研究費の配分(3-16)

専任教員の個人研究費は、「個人研究費規程」に基づき、図書の購入、研究活動のための旅費交通費、研究上必要な消耗品・印刷費・通信運搬費・支払報酬・渉外費等として年額425,000円、また、学会出席等の交通旅費は、「学会出張規程」に基づき、年額235,000円の合計660,000円を予算科目区分に応じ割振り配分され、研究活動を経済的に支援している。(根拠・参考資料：個人研究費規程、学会出張費規程、平成25年度個人研究費・学会出張費内訳書)

教育研究に資する人的な補助体制(3-17)

前記評価の視点2-24、2-25で記したチューター8名を配置し、専任教員との連携による教育活動の補助体制を採っている。

その他体制は、大学全体と比較した場合の本研究科の専任教員の担当科目数は、3分の2程度と少なく、学生数も10名以下の受講者数となっている。且つ、資料についてもPCから直接印刷されるケースが多いこともあり、担当科目数の少ない教員には、従前から教員自らのコピーをお願いしている。しかし、補講を含め多くの授業を担当する教員または学生からの要望に対するコピーやPCを使用しない教員のPC入力を含める人的サポートや事務職員の立ち入り可能な(学生生活、履修相談・指導等)サポートの補助体制は、平成21年度に派遣職員の専任職員への配置異動、平成22年度に事務長の兼務発令解除に伴い、専任事務職員3名により十分に機能している。(根拠・参照資料：法科大学院要覧p.43 担当教員一覧)

専任教員の教育活動および研究活動の活性度を評価する方法(3-18)

研究活動について、本研究科設置以来、原則各専任教員の持ち回りにより、現在研究中のテーマによる研究報告会を行い、出席者により質疑応答を行っている。この企画は、本研究科ホームページにより公開しており、本研究科の学生はもとより、広く大学の内外からも参加可能であり、外部からの出席者もある。

また、ここでの報告のうち何件かは論文として、本学の紀要(「愛知学院大学論叢・法学研究」)に掲載されている。また、教育活動についても、各学期に研究授業を実施し、その後開催される検討会において、質疑応答を行うとともに点検・評価を行っている。(根拠・

参考資料:法科大学院研究報告会実施状況一覧、研究授業検討会議事録および授業改善報告書)

教員組織についての特色ある取り組み(3-19)

本研究科は、各学年の学修目標を未1年次は「基礎」、未2・既1年次は「発展」、未3・既2年次は「応用」と明確にし、必要とされる知識を段階的確実に修得できるようカリキュラムを構成し、教育を実践している。本研究科全教員は、この学修目標を共有認識の下に、段階的な教育・指導を推進している。

本研究科は現在14名の専任教員で組織しているが、本研究科委員会を含み11の委員会(各委員会の下部委員会を除く)を設置し、複数の委員を兼務し、その所管事項を審議のうえ、本研究科委員会へ報告または提案し、情報を共有している。また、学生の各個別学習室に担当教員を配置し、学期毎に学生一人ひとりと個人面談を行い学修、生活面等の情報を把握し、オフィスアワーおよび授業時での状況を含め、本研究科委員会終了後に随時開催する教員懇談会において報告・検討を行い、情報の共有化を図り教育・指導に活用している。(根拠・参考資料:平成25年度委員会名簿)

【点検・評価(長所と問題点)および将来への取り組み・まとめ】

専任教員の構成、科目配置、補充等(3-9から11まで)

年齢構成について、高齢に偏る傾向にあり、また、1年更新の教員の早急な補充および退職予定教員の補充計画が必要であることから、公募および推薦によって後任補充を積極的に進めていくが、専門職大学院設置基準第5条を遵守のうえ年齢構成に配慮することとする。また、弁護士資格を有する実務家教員を教授または准教授として後任人事を行うこととしており、採用した准教授の教授への養成を実施することとしている。

専任教員の研究専念期間制度(サバティカル・リーヴ)等(3-15)

専任教員の研究専念期間制度(サバティカル・リーヴ)等は、全学的な制度において、対象者を55歳以下の者に限定している。本研究科の設置時に教育・研究経験の豊富な教員で組織したこともあり、この年齢制限により、制度の活用が困難な本研究科教員についても研究活動に専念する必要があると認められる者には、特例が認められることも含め、実現を目指したい。なお、全学的な制度に即した若手教員の採用人事に努める。

専任教員の教育活動および研究活動の活性度を評価する方法(3-18)

この数年、研究報告会の実施が鈍化している。また、必ずしも多くの教員が出席しているわけでもない。専門を超えた教員間の活発な学問的討論は、教員間の知見の向上とともに、この研究会に参加する学生にもよい刺激を与えることとなるなど、この研究報告会の意義は大きいと考えているので、これがより活発なものとなるよう、多くの教員・学生が参加できる開催日時等の環境の整備を図る。

4 学生の受け入れ

【現状の説明】

入学受け入れ方針、選抜方法・手続きの適性かつ客観的設定、その公表(4-1)

本研究科の入学受け入れ方針は、司法制度改革の主旨から「公平性、開放性、多様性」に加えて、本学独自の理念、法曹像を勘案して、次の者を受け入れる姿勢で臨んでいる。

- (1) 建学の精神である「行学一体・報恩感謝」に裏付けられた人間性と感受性を持ち得る者。
- (2) 確固たる信念をもって地域社会に貢献する法曹(地域社会に貢献するホーム・ローヤー、地域社会に貢献するビジネス・ローヤー)をめざす者。
- (3) 社会的弱者支援の活動、地域での社会活動、各種のボランティア活動、あるいは社会での勤務・研修 経験の豊かな者。
- (4) 法曹に要求される判断力、思考力、分析力、表現力などの資質を備えている者。

また、法学部以外の学部出身者や社会人なども入学者の3割以上を目標として、多様な人材の確保に努めている。

この受け入れ方針は、建学の精神を踏まえた「心豊かな人間性と幅広い見識を備えた法曹を育成すること」即ち、「国民の社会生活上の医師としての法曹に必要とされる専門的資質・能力の習得とかけがえのない人生を生きる人々の喜びや悲しみに対して深く共感しうる豊かな人間性の涵養、向上を図ること」を目指し、本研究科学則第2条に「本研究科は、法曹分野における高度で専門的な職業能力を有する人材の養成につとめることを目的とする。」と規定し、この理念・目的に基づき、第一に「豊かな人間性と幅広い見識、高度な専門知識を備えた法曹の育成」、第二に「地域市民のための法曹の育成」、第三に「地域経済を支える法曹の育成」を教育目標とし、これに基づくものである。

この受け入れ方針冒頭の「公平性、開放性、多様性」の確保を大前提に、試験日程をA日程夏季試験、A日程秋季試験およびB日程とし、計3回の試験日程ともに①一般入学試験、②飛び級入学試験、③司法試験予備試験短答式試験合格者対象入学試験の三つの入試区分により入学選抜を実施している。

入学選抜方法は、法科大学院全国統一適性試験のほかに面接、小論文、法律科目試験を組み合わせ、提出書類に記載された志願理由・自己アピール、大学等での成績、職歴(社会人経験)、専門的資格および検定を点数化して、これらを総合的に評価し、合否判定を行っている。

なお、試験区分毎で配点は異なるが、試験日程による配点相違はない。

これら入学受け入れ方針、入学選抜方法および選抜基準は、愛知学院大学法科大学院学生募集要項、愛知学院大学法科大学院パンフレットおよび本研究科ホームページにより公表し、入試説明会においても当該要項および本研究科パンフレット等資料を提示し、丁寧な説明を行っている。(根拠・参考資料: 本研究科パンフレット2014p. 11、pp. 23—24、2014(平成26)年度愛知学院大学法科大学院学生募集要項pp. 1—6、本研究科ホームページ入学選考<http://www.agu.ac.jp/graduate/lawschool/entrance/index.html>)

受け入れ方針に等に適った適格かつ客観的入学選抜(4-2)

入学選考組織として、入試委員会を設置し、入学試験問題作成者、採点者、面接担当者の選任、委嘱を行い、作成された試験問題を出題者、採点者に加え入試委員で確認を行

い書類審査の実施および合否原案の作成のうえ、本研究科委員会の議を経て合格者を決定している。

入学者選考は、評価の視点4-1で記した通り法科大学院全国統一適性試験のほかに面接、小論文、法律科目試験を組み合わせ、提出書類に記載された志願理由・自己アピール書、大学等での成績、職歴(社会人経験)、専門的資格および検定を点数化して、これらを総合的に評価し、合否判定を行っている。

すべての試験区分において、共通して実施する①適性試験管理委員会が実施する法科大学院全国統一適性試験は、300点満点を100点満点に換算したもので評価し、入学最低基準点を総受験者の下位から15%を基本としている。なお、法科大学院全国統一適性試験の入学最低基準点による二段階選抜は行っていない。②志願者の提出した書類を基とし、志願票から、有する資格、検定を予め難易度により定めた基準点により評価し、卒業大学等の成績証明書を基に学業成績評価(社会人経験者は経験を加味した評価)のうえ、3名の入試担当者が一組となり各々に、志願理由・自己アピール書を基に、志望動機として法曹志望動機、本学志望動機の評価、自己アピール書から法曹としての資質、勉学能力を評価し、評価結果を合算の按分により100点満点の書類点として評価し、さらに特に優れている者または特に劣る者には、その評価理由を付すこととしている。③面接試験は、志願理由・自己アピール書の試験を担当した者を除く3名の面接担当者が一組となり各々に、本研究科の受け入れ方針の下、志望の動機、活動実績、社会人経験の活かし方、入学後の目標等の自己アピール書を通して、本学法科大学院の想定する法曹像に合致しているか否かを判断し、3名の評価点を合算し300点満点で評価し、さらに是非とも入学させたい者または入学に適さない者には、その理由を付すこととしている。

試験区分により異なる試験としての、①一般入学試験または飛び級入学試験で、法学未修者コースを志望する者を対象に実施する小論文の論述試験は、法学分野以外の出身者にも配慮し、1000字程度で解答可能な法学知識を問わない問題を出題し、論旨の一貫性、問題の把握力、表現能力、文章力等を通して法的思考能力の素質を300点満点で評価するものである。②一般入学試験または飛び級入学試験で、法学既修者コースを志望する者を対象に実施する法律科目試験は、「民法」、「民事訴訟法」、「商法」、「憲法」、「行政法」、「刑法」および「刑事訴訟法」の7科目の論述試験としており、既修者として相応しい法律を理解・修得しているかを判断するものであり、1科目の最低基準は25点(100点満点)とし合計点の基準を350点(合計700点満点)で評価している。③司法試験予備試験短答式試験合格者対象入学試験は、法学既修者コースを志望する者とし、既に法務省が実施した当該年度の司法試験予備試験短答式試験に合格しており、既修者として相応しい法律を理解・修得していると判断し、志願者全員に共通して実施する試験のみにて評価している。(根拠・参考資料: 本研究科パンフレット2014p. 11, pp. 23-24、2014(平成26)年度愛知学院大学法科大学院学生募集要項pp. 1-6、本研究科ホームページ入学者選考<http://www.agu.ac.jp/graduate/lawschool/entrance/index.html>)

志願者に対する公正な機会の確保(4-3)

本研究科入学者選抜において、本学を含め特定の大学卒業者を優先若しくは指定および学問分野を制限した選抜は行っていない。

出願資格は、大学を卒業した者と同等以上の学力のあることを証明書または入学資格審

査において認めた者を受け入れることにし、性別、年齢、出生地、信仰および思想信条等の差別は一切行っていない。

この内容は、学生募集要項、本研究科パンフレット、本研究科ホームページにより、入学者受入方針、入学試験日程をはじめとする入学者選考に必要な事項をすべて公表している。また、本研究科は3回の入学試験を土・日曜日に実施し、内1回は、東京都内でも行っており、有職者および交通の便にも配慮している。

また、法学分野以外の出身者に対しても、小論文試験において法学の知識を有さなくても解答できる問題を出題している。

以上のように、法科大学院の入学資格を有するすべての志願者に対して、入学者選抜を受ける公正な機会を等しく確保したものとなっている。（根拠・参考資料：本研究科パンフレット2014pp. 23-24 入学者選考、2014(平成26)年度愛知学院大学法科大学院学生募集要項p. 1-6、本研究科ホームページ入学者選考<http://www.AGU.ac.jp/graduate/lawschool/entrance/index.html>）

入学者選抜における競争性の確保(4-4)

本研究科の競争倍率(受験者/募集定員)は、平成21年度入学試験は1.20倍、平成22年度入学試験は1.35倍、平成23年度入学試験1.18倍、平成24年度入学試験1.13倍、平成25年度入学試験1.00倍であった。

入試委員会および本研究科委員会において、競争倍率2倍に向け入試方法等の改善として、募集定員、入学試験回数・会場の追加、未修・既修別募集人員を分けるとともに試験科目の変更および試験区分の追加等の検討を重ね、平成22年度入学試験では、入学定員35名のところ募集定員を30名とし、当初は1回のみでの実施としたが、出願状況を勘案のうえ2次・3次を追加実施した。平成23年度入学試験からは、当初から3回の試験実施とし入学定員を25名とし同数により入学試験を実施することとし、試験会場を3回のうち1回は本研究科所在地に加え東京都内でも実施している。また、平成24年度入学試験から飛び級入学試験および司法試験予備試験短答式試験合格者対象入学試験の試験区分を追加した入学試験を行っている。さらに、平成26年度入学試験では、入学定員20名で入学試験を実施している。しかし、競争倍率2倍には決して届かない現状である。

これは、法科大学院への進学希望者が減少しているとはいえ、競争倍率2倍の確保に努めるべく、学内全学部生への説明、他大学へ出向いての説明会を含め進学相談会の拡充、進学情報の充実整備等広報活動を進めることとしている。（根拠・参考資料：法務研究科入学試験結果、平成22年度、2011(平成23)年度、2012(平成24)年度、2013(平成25)年度、2014(平成26)年度各愛知学院大学法科大学院学生募集要項）

入学者選抜試験の実施体制(4-5)

本研究科では、本研究科委員会の下に、入試委員会を設置し、入学試験の細部の実施要領をここで起案し、本研究科委員会で承認して実施する体制をとっている。（根拠・参考資料：愛知学院大学大学院法務研究科入試委員会規程）

複数の入学者選抜方法の位置づけ及び関係(4-6)

本研究科の試験日程は、A日程夏季入試(8月)、A日程秋季入試(12月)、B日程入試(2月)の3回実施しているが、募集定員は試験日程毎および試験区分での個々の設定は行はなく前試験を合わせて、法学未修者コース10名程度、法学既修者コース10名程度の計20名

としている。なお、司法試験予備試験短答式試験合格者対象入学試験で入学する学者は、法学既修者コースのうちの5名としている。

入試区分を一般入学試験、飛び級入学試験および司法試験予備試験短答式試験合格者対象入学試験の3区分とし、一般入学試験および飛び級入学試験は、志望するコースにより別試験科目で実施している。

なお、選抜方法(科目、評価方法等)は、2014(平成26)年度各愛知学院大学法科大学院学生募集要項の通り試験区分、志望するコースで別なものとしている。なお、試験日程による違いはない。(根拠・参考資料:2014(平成26)年度各愛知学院大学法科大学院学生募集要項)

公平な入学者選抜(4-7)

自校推薦や団体推薦等による優先枠など、公平性を欠く入学者選抜は一切行っておらず、さらに、採点においては、解答用紙の氏名および受験番号を整理番号に置き換え評価する方法を採り、公正な入学者選抜を実施している。(根拠・参考資料:2014(平成26)年度各愛知学院大学法科大学院学生募集要項)

適性試験結果を考慮した入学者の適性の的確かつ客観的評価(4-8)

前記の評価の視点4-2で記した通り、適性試験管理委員会が実施する法科大学院全国統一適性試験成績を利用しており、300点満点を100点満点に換算のうえ評価し、著しく適性を欠く学生の受入れを抑制するために、入学最低基準点を総受験者の下位から15%を基本としている。ただし、入学最低基準点を1、2点下回る場合は、本研究科委員会において、審議のうえ最終合否判定を行う。なお、法科大学院全国統一適性試験の入学最低基準点による二段階選抜は行っていない。この法科大学院全国統一適性試験の扱いは、学生募集要項、本研究科パンフレット、本研究科ホームページで公表している。(根拠・参考資料:本研究科パンフレット2014pp. 23-24 入学者選考、2014(平成26)年度愛知学院大学法科大学院学生募集要項p. 1-6、本研究科ホームページ入学者選考<http://www.agu.ac.jp/graduate/lawschool/entrance/index.html>)

法学既修者の認定等(4-9)

本研究科の法学既修者認定は、一般の入学試験および飛び級入学試験を受験する者のうち法学既修者コースへ入学を希望する者は、共通して実施する①法科大学院全国統一適性試験、②志願者の提出した書類を基とする書類点および③面接試験に加え法律科目試験を課し所定の成績を収めた者について、共通して実施する試験の成績と法律科目試験の合計点により総合的に判定・認定している。

なお、司法試験予備試験短答式試験合格者対象入学試験受験者は、法学既修者コース入学を前提にしており、既に法務省が実施した当該年度の司法試験予備試験短答式試験に合格しており、既修者として相応しい法律を理解・修得していると判断し、法律科目試験等の法学知識を問う試験は課さず、前述の共通して実施する①～③の試験の成績および司法試験予備試験短答式試験成績により総合的に判定・認定している。

法律科目試験は、「民法」、「民事訴訟法」、「商法」、「憲法」、「行政法」、「刑法」および「刑事訴訟法」の7科目の論述試験としており、未1年次配当の法律基本科目群の必修科目に対応している。成績は1科目25点以上(100点満点)、合計350点以上(合計700点満点)を合格としている。

この内容は、学生募集要項、本研究科パンフレット、本研究科ホームページで公表している。（根拠・参考資料：本研究科パンフレット2014pp. 23-24 入学者選考、2014(平成26)年度愛知学院大学法科大学院学生募集要項p.1-6、本研究科ホームページ入学者選考<http://www.agu.ac.jp/graduate/lawschool/entrance/index.html>）

学生受入の在り方についての検証体制(4-10)

前記評価の視点4-5で記した通り入試委員会および本研究科委員会が、入学者選抜における計画、実行、確認・検討、改善の全般に携わっており、前記評価の視点4-4に記した競争性の確保に向けた改善についても、検証言い換えれば確認・検討により行ったものである。

従って、検証体制としての入試委員会および本研究科委員会が組織的かつ恒常的に検証を行っていることから、組織体制・システムは確立されているといえる。

多様な知識・経験を有する者を入学させるための配慮(4-11)

本研究科は入学定員20名という小規模であるので、入学者選抜において社会人枠や非法学部出身者枠を設定することも別枠選抜も技術的に困難である。そこで本研究科の多様な知識・経験を有する者への配慮として、入学選抜に際して、社会人や非法学部出身者その他の者を区別は行わず、共通して実施する志願者の提出した書類による書類点の評価において、社会人経験を加味した評価および有する資格、検定を予め難易度により定めた基準点を加え評価を行っていることに併せ、面接試験では、社会人経験の活かし方を項目として評価している。このように多様な知識・経験を有する者を然るべく評価している。（根拠・参考資料：本研究科パンフレット2014pp. 23-24 入学者選考、2014(平成26)年度愛知学院大学法科大学院学生募集要項p.1-6、本研究科ホームページ入学者選考<http://www.agu.ac.jp/graduate/lawschool/entrance/index.html>）

法学以外の課程履修者または実務経験者の占める割合(4-12)

入学者の受け入れ方針を「法学部以外の学部出身者や社会人なども入学者の3割以上を目標として、多様な人材の確保に努めます。」と定めている。

平成21年度から平成25年度までの入学試験による社会人や非法学部出身者の割合は次頁の入学定員、募集人員・合格者等の状況表の通りであり、非法学部出身者および社会人の割合は平成23年度入試を除き3割を超えている。なお、23年度入学試験は、入学者が4名と非常に少ない状況下の結果である。

この結果は法科大学院の制度趣旨に従っていると考えられる。今後も受け入れ方針に示す多様な人材の確保に努めるとともに、2割未満となった場合には、その理由を分析のうえ公表するものとする。（根拠・参考資料：法科大学院基礎データ表14）

入学定員、募集人員・合格者等の状況

年度	A(人)	B(人)	C(人)	D(人)	E(人)・(%)		F(人)・(%)		G(人)・(%)	
平成21年度	35	35	30	16	8	50.0	7	43.8	10	62.5
平成22年度	35	30	23	10	2	20.0	1	10.0	3	30.0
平成23年度	25	25	17	4	1	25.0	1	25.0	1	25.0
平成24年度	25	25	8	6	2	33.3	0	0.0	2	33.3
平成25年度	25	25	12	8	1	12.5	4	50.0	5	62.5

注 A：入学定員 B：募集定員 C：合格者数 D：入学者数 E：非法学部出身者入学者数・入学者中の率 F：社会人入学者数・入学者中の率 G：EとFの重複者を1名とした非法学部出身者および社会人入学者数の実入学者数・入学者中の率

身体障がい者等への配慮(4-13)

エレベーターを2基設置し、建物、教室等はいずれもバリアフリーであり、車いす等を使用する者による受験および受講も可能である。なお、これまでに身体に障がいを有する学生を受け入れているが、受験にあたっての特例措置を希望する受験申請はなく、申請があった場合は、障がいの状況に応じた適切な措置を講じる。

入学定員に対する入学者及び学生収容定員に対する在籍学生数の管理(4-14)

平成21年度以降の入学定員、収容定員および在籍者数は、下表の通りであり、入学定員に対する充足率は、平成21年度45.7%、平成22年度28.6%(法科大学院基礎データ表13については、入学者数を募集定員で除した数値であり、入学定員で叙した数値でないため、異なっている。)、平成23年度16.0%、平成24年度24.0%、平成25年度32.0%であり、平成22・23年度の落ち込みは激しいが、その後の入学定員の削減により徐々にあるが改善の方向に向かっている。なお、収容定員に対する充足率は、平成21年度65.7%、平成22年度47.6%、平成23年度27.4%、平成24年度22.4%、平成25年度21.3%と平成23年度以降は急激に落ち込み3割を下回る状態である。(根拠・参考資料:法科大学院基礎データ表13、表15)

年度	入学定員 (人)	収容定員 (人)	入学者数 (人)	在籍者数(人)									
				1年次生			2年次生			未修 3年 次生	計		
				未1	既1	計	未2	既2	計		未修	既修	計
21	35	105	16	21	1	22	25	2	27	20	66	3	69
22	35	105	10	19	0	19	12	1	13	18	49	1	50
23	25	95	4	6	0	6	9	0	9	11	26	0	26
24	25	85	6	3	3	6	4	0	4	9	16	3	19
25	25	75	8	2	7	9	1	2	3	4	7	9	16

学生収容定員に対する在籍学生数の過不足を生じた場合への対応(4-15)

前記評価の視点4-14の、収容定員に対する充足率に示した通り平成22年度に5割を下回ることとなり、平成23年度からは、入学定員を10名減らし25名とすると同時に募集人員を法学未修者コース15名、法学既修者コース10名に分け入学試験を行い、入学試験区分についても飛び級入学試験および司法試験予備試験短答式試験合格者対象入学試験を追加実施した。さらに、法学既修者コース入学者10名全員に入学料および授業料等学納金の全額を給付する奨学金等を追加し奨学金制度の拡充を行った。なお、平成24年度以降の入学者数の落ち込みは、他ならぬ法科大学院離れによることが最大の要因と考えられる。また退学者がでた場合の補充を行うために、転入学者を受け入れるための選考試験をいつているが、制度導入以来、転入学を希望する者は現在のところいない。

休学者・退学者の状況および理由の把握・分析、適切な指導等(4-16)

学生の個別学習室ごとに担当教員を定めており、学生が休学または退学を希望する場合は、その理由を告げて担当教員と相談し、助言を受けてから休学、退学を届け出ること

している。これにより、学生は学習継続等についての悩みの解決ができ、教員は休学・退学希望の理由を把握、分析のうえ指導を行う。なお、平成21年度、平成22年度、平成24年度は、退学率が1割を上回っている。退学理由は学力不振を起因とする者が大半を占めており、休学の後に方向転換または就職等の進路変更のため退学するケースが殆どである。その他は、体調不良、経済的理由である。（根拠・参考資料：法科大学院基礎データ表16）

適切な学生の受け入れを達成するための特色ある取り組み（4－17）

出願書類として志願理由・自己アピール書（パーソナルステートメント）の提出が必要であり、この志願理由・自己アピール書により志望の動機、活動実績、社会経験の活かし方、入学後の目標などの評価をするとともに、入学試験の面接では別担当者により、自己アピール書等の記載内容について、出願者に対し、志望の動機、活動実績、社会経験の活かし方、入学後の目標などについて質問をし、本研究科の想定する法曹像に合致しているか否かを評価・判断して合否判定をしている。

【点検・評価（長所と問題点） および将来への取り組み・まとめ】

入学者選抜における競争性の確保（4－4）

平成21年度以降の競争倍率は、いずれの年度も1.35倍以下であり競争倍率2倍の確保には程遠い状況であり、平成25年度は1倍である。法科大学院全体の志願者・受験者数は減少傾向であるが、競争性を確保することが今後の最重点課題であることから、奨学金等の経済的支援の拡充、広報活動の強化等による志願者増を図る。

5 学生生活への支援

【現状の説明】

学生の心身の健康を保持(5-1)

主に、大学院生活全般における悩みについて学生委員会が窓口となって対応している。また、学生の個別学習室ごとに担当教員を配置し、きめ細かな対応ができる体制を整えている。さらにチューターによる学生生活全般の相談対応に加え、全学向の学生相談室、心理臨床・教育相談室との連携可能な体制をとっている。

学生委員会所管で全学生を対象に、毎年春学期:5月～6月・秋学期:10月～11月の間の一週間を利用し、個別学習室担当教員が、各学習室の学生と個人面談を実施し、学修の進捗状況、学習環境に関する要望、授業への要望や心身の健康に関する事柄について面談を行い、本研究科委員会でその内容を報告し、学生の学習環境の改善のための資料としてきた。相談助言の実施は、原則として面談室を利用することとしている。場合によっては、教員研究室を用いて実施することもある。

また、全教員と学生との協議会(学生・教員協議会)を、例年6～7月に開催している。定例の協議会以外にも、適宜、学生から要望があれば協議会を持ち意見交換ができるようにしている。

さらに身体的な悩みや健康の保持・増進のみに特化していえば、大学施設内に設置されている保健センターおよびスポーツセンターにおいて問題・目的に応じた対応が可能となっている。保健センターは専属の医師が毎日分担で診療しており内科・外科、歯科のほか、専門医による女性健康相談や精神衛生相談も設け、学生の健康管理も支援している。

毎年度春学期開始直後に、全学生の定期健康診断を実施し、健康診断の結果によって必要な場合には精密検査を行い、学生が卒業するまでの健康管理を行っている。また、本学は附属病院を有し、学生にも診療費減免(優待)制度を行ない、他大学に比しても充実した支援体制が整っている。(根拠・参考資料:愛知学院大学心理臨床センター規程、愛知学院大学心理臨床センター運営委員会施行規程、学生相談室運営要領、平成25年度春学期法務研究科学生個別学習室割当ておよび担任教員、個別学習室担当教員の任務についての申合わせ、個人面談票、平成25年度学生・教員協議会開催通知、法科大学院要覧pp.51-53学生生活)

各種ハラスメントの対応(5-2)

ハラスメントに関する規程は、全学を包括する「愛知学院大学ハラスメントの防止および処理に関する規程」を整備しており、本研究科独自の規程は備えていない。対応は、学生委員会が窓口になり可能な限り適切かつ迅速に対応できるよう体制を整えている。同時に、各個別学習室担当教員が随時相談可能な体制を整えている。このことは、オリエンテーションにおいて周知している。(根拠・参考資料:愛知学院大学ハラスメントの防止および処理に関する規程)

学生への経済的支援(5-3)

日本学生支援機構(第Ⅰ種奨学金(貸与・無利子)、第Ⅱ種奨学金〔きぼうプラン〕(貸与・有利子)の2種類)の外に、本研究科独自の奨学金として、①学業、人物ともに優秀かつ健康で入学した者に対し、法学既修者コース入学者10名に、入学金、入学年次の授業料およ

び教育充実費の全額相当額を給付、法学未修者コース入学者は、法科大学院全国統一適性試験総受験者の成績上位10%までの優秀な成績で入学した者4名に、入学金、入学年次の授業料および教育充実費の全額相当額を給付し、法科大学院全国統一適性試験に関する上記基準に該当しない入学者で、入学試験の合計点が満点の7分の5以上の優秀な成績の者3名に、入学金、入学年次の授業料および教育充実費の半額相当額を給付する奨励奨学金制度。②学業、人物ともに優秀かつ健康で進級した者に対し、既2年次へ進級した者10名に、既2年次の授業料および教育充実費全額相当額を給付、未2年次または未3年次へ進級した者は、前年度の成績がGPA2.8以上の者4名に、進級年次の授業料および教育充実費の全額相当額を給付し、前年度の成績がGPA2.6以上の者3名に、進級年次の授業料および教育充実費の半額相当額を給付する給付奨学金制度がある。

また、優秀な法曹の育成を目的とし、法曹資格の取得に向け強い信念を有する者で、学業、人物ともに優秀な学生の修学を支援するため、未2・既1年次生および未3・既2年次生を対象とする各学年次春学期までの成績優秀者に対し、愛知学院大学大学院法務研究科特別奨励賞として、既2・未3年次生を対象に、A種特別奨励賞(副賞35万円)を授与、既1・未2年次生を対象に、B種特別奨励賞(副賞15万円)を授与する。

それ以外にも本学全学生対象の愛知学院大学開学50周年記念奨学金(若干名に年額30万円を給付する)、法学部同窓会による奨学金制度(学部・大学院あわせて6名に対し年額24万円を給付する)があり、奨学生の応募窓口を設け、学生に周知している。

また、本学と東京三菱UFJ銀行が提携し、入学金、授業料、生活費の資金として活用を希望する保護者に対し、10万円以上500万円以下を無担保で融資する東京三菱UFJ提携教育ローンもある。

その他、中部地区の法科大学院の入学者の中からNP0が選抜する奨学金制度として「ロースクール奨学金ちゅうぶ」がある。これは将来弁護士過疎地域で弁護士になる意思のある者を対象にした制度である。(根拠・参考資料:本研究科パンフレット2014p. 25 奨学金・学費)

身体障がい者等への配慮(5-4)

本研究科では、過去において身体に障がいをもつ学生を数名受け入れ、修学した実績はある。学生数およびクラスの規模も小さいことから、教員・事務職員が把握しやすい状況にあり、さらに個別学習室担当教員との面談等において、障がいの事情を把握し個々の対応が可能である。前述の通り障がいをもつ学生に対し十分なケアが行き届く環境にあり、修学に際しての受け入れ態勢は用意されている。学生の障がいの状況や要望に応じ可能な限りより良い学習環境を提供できている。以前に修学した肢体に障がいをもつ学生からも「バリアフリーが行き届いているため、他の公共施設の多くで感じるような不便について、学生生活の中では感じたことがない」旨の回答を面談等から得ている。(根拠・参考資料:法科大学院要覧pp. 55-58 13号館(法務研究科3階～7階))

進路についての相談・支援体制(5-5)

司法試験合格者には、就職支援委員会が窓口となり望む法曹職種の情報収集を始め渉外・推薦を行い、司法試験合格者全員が現在弁護士として活躍している。

また、学生委員会が総合窓口となって進路変更を考える学生からの経済的事由による相談、学力劣等を事由とする相談等、学生生活全般に関する相談を受け付けている。また、

具体的な相談にあたっては、個別学習室担当教員ならびに学生委員会が中心となって、授業内容以外に関する学生からの生活相談を受け、相談・助言を行っている。そこでは、受験について、あるいは進路選択などの指導についても対応している。

なお、本学キャリアセンターにおいても相談・支援をするとともに全国法曹キャリア支援プラットフォームにも参加をし、学生の就職支援に対応している。(根拠・参考資料: 愛知学院大学大学院法務研究科(法科大学院)就職支援委員会規程)

学生生活の支援に関する特色ある取組(5-6)

在学中の学生に対する本研究科の支援体制は、前述の通りであるが、本研究科を修了し、司法試験受験および司法試験合格後の司法修習までの間の支援体制として、研修生制度を整備している。受け入れは、司法試験合格に向け強い熱意を持ち合格に期待が持てる者に対し、在籍中の適切な助言に資するために択一試験を行い知識の補完すべき分野を把握したうえで、本研究科委員会で全教員共通認識の下、受け入れについて審議し研修生として入学を許可している。在籍中は、有料特別学習室(一般学生における個別学習室)を希望すれば、一般学生と全く同様の支援が受けられる。

また、司法試験合格者に対して司法修習開始前に、本研究科実務家教員の所属する法律事務所において「プレ司法修習」を行い、司法修習中およびその後の法曹活動における修得済み知識の再確認や実務指導を行っている。(根拠・参考資料: 法科大学院要覧p. 28)

【点検・評価(長所と問題点)】

学生の心身の健康の保持(5-1)

一般的に学生の1割が精神的に問題を抱えていると言われている現況下において、学内には心理学科によって運営されている専門的な相談施設も備えており、常に相談専門員による学生の相談に対応しやすい環境を提供できている。

学生への経済的支援(5-3)

本研究科独自の奨学金は、法学既修者コース入学者10名と法学未修者コース入学者のうち、法科大学院全国統一適性試験総受験者の成績上位10%までの優秀な成績で入学した者4名とに、入学金、入学年次の授業料および教育充実費の全額相当額を給付、法学未修者コース入学者のうち法科大学院全国統一適性試験に関する上記基準に該当しない入学者にも、入学試験の合計点が満点の7分の5以上の優秀な成績の者3名に、入学金、入学年次の授業料および教育充実費の半額相当額を給付する奨励奨学金制度があり、入学定員20名に対し17名の高い率の経済的支援を行っている。

また、入学年次以後も、既2年次へ進級した者10名と前年度の成績がGPA2.8以上の未2年次または未3年次へ進級した者4名に、進級年次の授業料および教育充実費の全額相当額を給付、前年度の成績がGPA2.6以上で未2年次または未3年次へ進級した者3名に、進級年次の授業料および教育充実費の半額相当額を給付する給付奨学金制度があり、進級年次収容定員30名に対し24名の高い率の経済的支援を行っている。

進路についての相談・支援体制(5-5)

平成24年司法試験合格者を含む本研究科出身司法試験合格者10名全員(100%)の就職が決定したが、これは専任実務家教員個人の尽力によるもの。これからの合格者の就職支援として、どこの法律事務所にも就職できない場合の対策を講じなければならない。

学生生活の支援に関する特色ある取組(5-6)

司法試験合格者に対して司法修習開始前に、本研究科実務家教員の所属する法律事務所において「プレ司法修習」を行い、司法修習中およびその後の法曹活動における修得済み知識の再確認や実務指導を行っており、法曹を目指し入学してくる学生にとっては、司法試験合格後の就職支援体制と併せて、在学中および研修生期間中は全力を投じ学修に専念できるものと期待している。

【将来への取り組み・まとめ】

学生の心身の健康の保持(5-1)

特に精神的に問題を抱えている学生の相談に対応は、学内の関係施設の連携を図り、有利性をさらに充実・活用したものとする。

学生への経済的支援(5-3)

本研究科独自の奨学金をさらに充実し、法学未修者コース学生も、法学既修者コース学生と同様に、全員を対象に、入学金、授業料および教育充実費の全額相当額を給付できるよう、法人本部と協議を実施する。

進路についての相談・支援体制(5-5)

司法試験合格者には就職支援委員会が窓口となり、平成24年司法試験合格者を含む本研究科出身司法試験合格者10名全員(100%)の就職が決定した。これは専任実務家教員個人の尽力による結果である。

これからの合格者の就職支援として、既設のどこの法律事務所にも就職できない場合の就職先として、本学内に愛学法律事務所(仮称)の設置を講じるべく提案をしている。

本法律事務所は、一般の法律事務所と同様の業務を行いつつ、本学の特殊性から以下の4つの相談対応と本学の法令遵守室、法律顧問として活動を行う。①愛知県下第一位の数の中小企業の社長を卒業生として擁していることから、同窓が起業した中小企業の法的トラブルの対応。②同窓およびその家族等の抱える法律问题(たとえば、成年後見とか遺言信託など)の相談対応。③本学附属病院のかかえる医療事件対応。④本学附属中・高校の抱える問題(いわゆるモンスターペアレント問題等)にも相談対応。

学生生活の支援に関する特色ある取組(5-6)

現在実施している「プレ司法修習」について、前述の本学内に愛学法律事務所(仮称)の設置のうえ、本学内での実施を目指す。

6 施設・設備、図書館

【 現状の説明 】

講義室、演習室その他の施設・設備の整備(6-1)

本研究科研究(法科大学院)棟は、図書館情報センター西側の建物7階建てのうち3階の一部および4階以上が独立専用棟(延べ床面積3,509㎡)として位置している。本研究科の専用部分については、空調関係、専用の夜間入退室カード対応のセキュリティー関係等が独立して設置管理されており、本研究科教員および学生の専用として24時間の利用を前提とした設計となっている。

各教室および研究室等の施設概要は次のようになっている。

7階：法務研究科科長室、法務研究科事務室、講師控室：1室、印刷室、倉庫、
面談室：2室(1室：8名収容)
教員研究室：12室

6階：教室(36人収容3室)、ゼミ室(24人収容1室、12人収容3室)
会議室(兼ゼミ室24人収容)
教員研究室：4室

5階：教室(36人収容3室)、ゼミ室(20人収容1室)、
個別学習室：7室(1室：10人収容)

4階：教室(36人収容2室)、パソコン室(PC35台、カラープリンター1台)、
個別学習室：8室(1室：10人収容)

3階：専用図書室(52席)、法廷教室(89.1㎡)

いずれの教室・ゼミ室も机等はすべて可動式となっており、科目の特性や履修者数に合わせて、効果的な授業が実施できるようにレイアウトすることが可能である。また、4・5階の2教室は可動式隔壁となっており、72人収容の中規模教室とすることもできる。なお、5階の72人収容の中規模教室は最新のAV機器を備えたマルチメディア対応教室(MM教室)となっている。

また、実務基礎科目群における模擬裁判を実施するための法廷教室は本研究科の専用施設として設置している。傍聴席数は44席あり、裁判員制度の演習にも対応でき、模擬裁判や高度な実務感覚を養う場所としている。さらに、基礎法学・隣接科目群に配置した宗教学における仏教学に属する禅を体験する施設として、日進キャンパス内に設置された坐禅堂を活用している。(根拠・参考資料:法科大学院要覧pp.54～58 学内配置図および13号館法務研究科棟3階～7階)

学生が自主的に学習できるスペースの整備とその利用時間の確保(6-2)

本研究科学生専用の1室:10人収容の365日使用可能な個別学習室を4階に8室、5階に7室の計15室設置している。1室の主な設備は、個人別のキャレルデスク、ロッカーおよび書架を設置している。また情報インフラとしては共用パソコン1台とプリンターおよび情報コンセントを各机に設置しており、本学のネットワークを利用し「TKC法科大学院教育研究支援システム」を随時利用することが可能としている。この個別学習室の利用は、本研究科と併設している図書館情報センターの開館時間(9:00～20:00)外は、学生証またはキャンパス・パス(入退室カード)の使用により安全管理的にも整備し24時間利用を可能と

している。その他、自主的学習のために、授業または行事に使用しない教室・ゼミ室を開放している。（根拠・参考資料：法科大学院要覧pp. 56-57 13号館法務研究科棟4階・5階、法科大学院要覧p. 24個別学習室の利用に関する原則）

各専任教員に対する個別研究室の用意（6－3）

本研究科専任教員の個別研究室は、6階に4室、7階に12室の計16室があり、各研究室の広さは平均で25㎡である。学部および他大学院の教員研究室より平均2㎡ほど広く、オフィスアワー時の学生スペースも十分に確保されている。また、情報コンセント、無線LANおよび空調関係も各室独立しており極めて研究環境は良い。また非常勤講師のためにパソコン1台・応接セット・ロッカーなどを備えた控室（約25㎡）を7階に1室を配置している。（根拠・参考資料：法科大学院要覧pp. 57-58 13号館法務研究科棟6階・7階）

情報インフラストラクチャーとそれを支援する人的体制の整備（6－4）

ネットワーク関係は、本学「ネットワークセンター」が、情報処理教育関係は「情報処理教育センター」が全学的に主管している。IT環境の充実度も高く、日進学舎（日進市）と楠元・末盛学舎（名古屋市内）および名古屋の中心部にある栄サテライトセンターの4ヶ所にわかれているキャンパス間には高速ネットワークが構築されており、これをバックグラウンドにした情報処理教育も900台以上のパソコンを利用して行っている。本研究科の専用パソコン室は、独立専用棟の4階に設置され、35台のパソコンとカラープリンターがある。特に教育研究用として、LLI統合型法律情報システム、TKC法科大学院教育研究支援システムを導入している。また、本研究科用に独立して開設されている本研究科ホームページ上に「掲示板」を開設し、学生と教員がレポートや予習・復習などについて自由に閲覧し書き込むことができ、学生への事務周知事項を含めた電子掲示板として、時間や空間などに制約されず双方向で利用・活用されている。

身体障がい者等のための施設・設備の整備（6－5）

本研究科の所在キャンパスである日進キャンパスでは、全学的に点字ブロック・自動ドア・スロープ・エレベーター・専用トイレ・駐車場の設置を行い、バリアフリー化を推進している。法科大学院棟においても、同様に最新の施設・設備を設置し、身体障がい者等のために配慮した構造になっている。

施設・設備の維持と社会状況等の変化に合わせた施設・設備の充実への配慮（6－6）

施設・設備の維持・管理運用については、本法人「財政部・管財課」の管轄とされ、全学の施設・設備を一元的に統括している。学生の施設・設備面に対する要望等については、直接本研究科事務室が対応し、可及的速やかな処理を必要とする事項については管財課に依頼している。また、予算的処置が必要な事項については、本研究科委員会にて協議し処理を行う。また、施設・設備の安全管理については、電気関係は主任技術者・工事士・エネルギー管理者、ボイラー関係は技士・整備士、危険物関係は取扱免許取得者、冷凍機関係は取扱責任者、衛生・環境関係は管理技術者・浄化槽技術管理者・浄化槽管理士・水道技術管理者、建築関係は建築士・設備点検資格者・検査資格者、防火・防災関係は防火・防災管理者・設備点検資格者・整備士、廃棄物関係は管理責任者を学内に配置し、関係監督官庁への許認可届出のほか常時測定・検査を行い安全衛生管理に努めている。特に、環境保全については、緑化の拡充、コージェネレーションの委託導入、省電力型照明器具の採用等の対応、汚水処理場を独自に完備するなど省エネルギー対策、水質環境保全を実現している。なお、廃棄物に

については、発生抑制・再利用・再生利用の適正処理を行っている。

図書館における図書・電子媒体を含む各種資料の計画的・体系的な整備(6-7)

本研究科がある日進キャンパスに大学のメインライブラリーとして、図書館情報センターを設置し、楠元キャンパスに歯学研究科・薬学研究科を対象とした歯学・薬学図書館情報センターを設置している。それぞれに機能と役割を分け、研究目的に沿った資料の収集、利用の向上を図っている。

メインライブラリーである日進キャンパス図書館情報センターの図書資料収容能力冊数は約115万冊である。内訳は閲覧室の開架図書資料が約15万冊、書庫(積層式6層)全体の図書資料は約100万冊収容できるようになっている。開架図書資料は収容能力の2/3の約10万8千冊、同じく書庫内図書資料は約64万冊保存している。なお、その他、視聴覚資料の内、ビデオテープなど約2万7千タイトルを館内の保管室にて保存し、そのうちマイクロフィルム資料については、新館地下1階にマイクロフィルム保管室(収容能力5万リール)を設置し、現在、約1万5千リールを保存している。さらに新館地下1階には、貴重資料室を設け、本学図書館情報センターの貴重資料を保存しており、マイクロフィルム保管室・貴重資料室とも一定の温湿度を保つように管理している。これら蔵書データは、学内蔵書検索(OPAC)により公開している。また、現在58種類のデータベースを提供しているが、このうち法学関係のデータベースは20種類あり、本研究科の学生も全学と共同で利用している。

本研究科専用図書室は現在、9,239冊の図書・雑誌が開架されている。この専用図書室は、図書館情報センター3階の法律学関係の図書約30,000冊を開架しているローライブラリーと直接結ばれており、本研究科の教員・学生のみが両施設を利用することができる。

前回認証評価時には、本研究科専用図書室の書籍の紛失が多発していたが、学生委員長掲示「法務研究科専用図書室の図書の持ち出しについて」にて、返還指示および帯出禁止等の周知後、学生・教員協議会での再度の周知に加え、個別学習室の抜き打ち検査の実施の後、定期的に掲示および検査を行っており、個別学習室への若干の持出しは見られるが、紛失は殆どなくなった。(根拠・参考資料:法科大学院基礎データ表20)

図書館の開館時間の確保(6-8)

メインライブラリーの図書館情報センターは月曜日から金曜日までは、午前9時から午後8時まで開館をしている。土曜日については午後12時までである。原則日曜・祝日は休館である。

本研究科の専用図書室については、24時間利用でき、かつ、休館することはない。本研究科の学生にとって十分なものとなっている。(根拠・参考資料:図書館情報センター規程)

国内外の法科大学院等との学術情報・資料の相互利用のための条件整備(6-9)

図書館情報センターには、本を読むためのNetLibrary、Maruzen eBook Libraryの2種、論文を探すためのMAGAZINEPLUS、GeNii(NII学術コンテンツ・ポータル)を含む8種、論文を探すためのGeNii(NII学術コンテンツ・ポータル)、日経BP記事検索サービスを含む10種、法律・判例情報のLEXIS AS ONE、LEX/DBインターネットを含む20種、その他企業情報、総合情報・新聞、辞書・辞典・人物情報の20種のデータベースを提供し、他大学との相互利用に関しては、中部大学附属三浦記念図書館・愛知学院大学図書館情報センター・南山大学図書館の3大学3館にてCAN私立大学コンソーシアムを設立している。CANは「できるこ

とをできるところから」(CAN)をキャッチフレーズに、各図書館共通の目的を達成するために共同で活動し、互いに図書の相互貸借を送料無料で実施している。

本研究科と国内外の他法科大学院との学術協定の実績や相互利用については、実施されていないが。上述のシステムの利用については、本研究科の学生についても学部学生同様に利用環境を保障している。

施設・設備の整備に関する特色ある取組み(6-10)

本研究科は、図書館情報センターに併設した独立専用棟を使用している。法科大学院としての特徴的な設備の一つが、模擬法廷教室である。本研究科の必修実務基礎科目である「民事法実務演習Ⅱ」・「刑事法実務演習Ⅱ」の模擬裁判を実施するための専用施設として設置している。傍聴席数は44席あり、裁判員制度導入後の演習にも対応できるようになっており、裁判シュミレーションや高度な実務感覚を養う場所としている。特徴的な設備の二つ目として、前記評価の視点6-9に記した図書館情報センター3階と直接結ばれた法務研究科専用図書室であり、建物を移動することなく24時間必要な情報が得られることである。

【点検・評価(長所と問題点) および将来への取り組み・まとめ】

講義室、演習室その他の施設・設備の整備(6-1)

本研究科の施設・設備の大きな特徴として、法科大学院棟は他の学部・研究棟から独立し、図書館情報センターに併設した建物となっていることである。24時間利用を前提としている本研究科は、安全面・管理面と多くの情報収集を必要とする面から見ても、大きなメリットとしてあげられる。

法科大学院棟は、空調関係など、快適なキャンパスライフのための環境は非常に充実したものとなっている。講義室、演習室その他の施設・設備の整備についても順次推進してきたので、現在のところ特に改善すべき点はない。また、施設・設備の維持・管理体制も、学内関係者に徹底を図っているため、特に改善策すべき点はない。

7 事務組織

【現状の説明】

事務組織の整備と適切な職員配置(7-1)

本研究科は、本学の他の研究科の事務組織としての「大学院事務室」とは別に一研究科のみの事務組織として「法務研究科事務室」を配置し教学を始め事務全般を取り扱っている。

法務研究科事務室は、法科大学院棟(13号館)7階に設置し、事務長・事務主任・事務職員1名の専任職員3名が本研究科の教員・学生と密接な連携を図っている。また、法務研究科事務室と大学院事務室との連携関係は、本研究科の開設準備を大学院事務室が行ったことから、また「愛知学院大学事務システム」(教学業務の電算処理システム)も共通項が多く密接に連携を行っており、言わば補完体制の機能も併せ持っている。(根拠・参考資料:学校法人愛知学院事務組織規程附図(事務機構一覧表))

事務組織と教学組織との有機的な連携(7-2)

法務研究科事務室は法人全事務組織図上では、教務部に所属しており、教務部長および法務研究科長の命令系統によるものとなっている。本研究科教学組織との連携は、法務研究科長の指示により本研究科委員会をはじめとする本研究科所掌全委員会へ委員またはオブザーバーとして出席し、本研究科の意思決定が運営に反映されるように連携が図られている。中でも、本研究科委員会開催の1週間前に開催する執行部会議へ、研究科長・研究科主任・研究科主任補佐・研究科長が必要と認めた者に加え事務長は委員とし、また事務主任も参画することにより、本研究科の適切な運営が行われるよう教職協働体制が整えられている。

加えて、全研究科が組織する大学院委員会へ、研究科長および研究科主任が委員として加わり、事務長はオブザーバーとして出席しており、事務組織と大学院全体としても有機的な連携の体制が整っている。

また、日常的に事務長または委員会を担当の職員から、本研究科が所掌する全委員会の検討課題や諸対応事項の詳細説明を行うとともに、事務室内での事前勉強会または報告により共通認識の定着を実施しスキルアップを図っている。

さらに、学生および研修生への対応および日常事務は勿論のこと、事務長・専任事務職員2名の計3名で進学希望者への説明や学生への授業関係の周知・連絡等本研究科内の教育上の支援も充実しており、また、学生の身近な相談相手としても好評を得ている。

事務組織の適切な企画・立案機能(7-3)

法務研究科事務室は、行政事務処理、教員の教育・研究活動の支援業務などの日常の運営業務とともに、日常的に学生の募集、入試の改善、カリキュラムの見直し、学生の奨学金、修学支援に関すること、施設利用の調整・施設整備、学位に関すること、学生生活への対応などの事務組織としての意見集約・問題解析・改善に向けての方策を検討し、本研究科所掌全委員会へ事務職員が委員またはオブザーバーとして出席し、委員長等と連携協力のもと検討議題の企画からその原案の立案且つ対処まで行い、事務組織としての本研究科運営の企画・立案機能は十分に果たしている。

職員に求められる能力の継続的な啓発・向上のための取り組み(7-4)

本研究科の処理業務に関し専門性の向上として、評価の視点7-2に記したように、事

務室構成員によるスキルアップを日常的に図っている。

また、研修による能力の向上としては、法人内に設置された事務職員研修企画運営委員会が平成21年度より継続的に実施している「事務職員として基本的なスキルを身につける」ことを目的とする「事務職員研修」へ、職位・専門性に応じ積極的に参加し、自己点検に加え能力・資質の向上に努めている。（根拠・参考資料：平成25年度事務職員研修案内）

法科大学院における事務組織とその機能の充実を図るための特色ある取り組み（7－5）

本学においては、薬学研究科・薬科学研究科および歯学研究科を除き、同じ日進学舎に所在している6研究科には研究科ごとに事務局を設けず、「大学院事務室」が6研究科全体の事務処理を行っているのに対し、本研究科は、法曹養成を目的としている点から、教務部長・研究科長の指揮・監督下で一連的な事務処理を行うための事務職員を配置した独立した「法務研究科事務室」を設置している。

【点検・評価（長所と問題点）】

職員に求められる能力の継続的な啓発・向上のための取り組み（7－4、7－5）

未修学生、既修学生、社会人等多様な学生の入学から修了・司法試験合格までに必要な支援のすべての業務処理を法務研究科事務室で行っている。さらに教育の進展により事務内容が複雑多岐となってきたが、全学の業務説明を含めた教養的研修会、各業務の専門的知識の修得を目的とする研修については、法人全体として取り組む必要がある。

【将来への取り組み・まとめ】

職員に求められる能力の継続的な啓発・向上のための取り組み（7－4、7－5）

事務職員の能力は向上しているが、事務職員に付託された情報活用能力、中長期的視点での企画・立案能力、経営能力等の様々な要請や新たに生じる分野の専門知識に応じその役割を果たしていくため、学外の状況を常に把握し、且つ専門的能力を身に付けた職員養成として、学内・外の現況把握や各業務の専門的知識の修得を目的とした研修、各職位としての研修会の開催要請および参加を促す。

8 管理運営

【現状の説明】

管理運営組織に関する規程等の整備(8-1)

整備している規程等は以下の通りである。

- (1) 愛知学院大学大学院学則
- (2) 愛知学院大学大学院法務研究科(法科大学院)学則
- (3) 愛知学院大学大学院法務研究科修学規程
- (4) 法務研究科既修得単位の設定に関する取扱内規
- (5) 愛知学院大学大学院法務研究科における長期にわたる課程の履修に関する細則
- (6) 長期履修制度における履修方法についての内規
- (7) 法務研究科既修得単位の認定に関する取扱内規
- (8) 法学既修者の単位認定に関する申し合わせ
- (9) 成績判定に関する異議の申立てについて(内規)
- (10) エクスターンシップに関する規程
- (11) 法律実習における守秘義務の遵守について
- (12) 愛知学院大学大学院法務研究科奨学金規程
- (13) 愛知学院大学大学院法務研究科奨学金選考基準申し合わせ
- (14) 愛知学院大学大学院法務研究科特別奨励賞についての申合せ
- (15) 執行部会内規
- (16) 愛知学院大学大学院法務研究科教務委員会規程
- (17) 学生相談・学修支援についての申し合わせ
- (18) 愛知学院大学大学院法務研究科学生委員会規程
- (19) 愛知学院大学大学院法務研究科専用図書選定・管理に関する内規
- (20) 愛知学院大学法務研究科研修生内規
- (21) 個別学習室担当教員の任務についての申合せ
- (22) 愛知学院大学大学院法務研究科入試委員会規程
- (23) 再入学に関する申し合わせ
- (24) 愛知学院大学大学院法務研究科(法科大学院)FD(ファカルティ・デベロップメント)委員会規程
- (25) 愛知学院大学法科大学院教員採用規程
- (26) 法科大学院教員の定年に関する内規
- (27) 愛知学院大学大学院法務研究科(法科大学院)研究科長及び研究科主任選出規程
- (28) 愛知学院大学大学院法務研究科広報委員会規程
- (29) 愛知学院大学大学院法務研究科(法科大学院)学外評価委員会規程
- (30) 愛知学院大学大学院法務研究科(法科大学院)就職支援委員会規程
- (31) 愛知学院大学大学院法務研究科調査委員会設置要項

『法務研究科委員会』

愛知学院大学大学院学則第2条第2項に基づき、本法務研究科(法科大学院)(以下「本研究科」という。)の組織及び運営について、愛知学院大学大学院法務研究科(法科大学院)学

則を制定し、第27条は研究科委員会の審議事項として以下の6項目を挙げており、本研究科の管理運営に関する事項全般に関して審議し、決定する権限が認められている。

- (1) 教育課程に関する事項
- (2) 学生の入学、休学、退学、修了、除籍及び賞罰等に関する事項
- (3) 試験及び履修単位に関する事項
- (4) 自己評価及び学外評価に関する事項
- (5) 教員の人事に関する事項
- (6) その他重要な事項

研究科委員会は、本研究科の意思決定機関であり、運営・管理機関として位置付けられている。

『研究科長及び主任』

本研究科には、執行機関として、研究科長および研究科主任(入試委員長を兼職、以下同じ。)を置く。研究科長は学長のもとで、本研究科の学務を管轄し、本研究科の責任者として研究科委員会の決議に基づいて、管理運営に当たる。研究科主任は研究科長を補佐するとともに、管理運営に関する事務を掌理する。

いずれも任期は2年で、本研究科委員会によりその構成員の中から選任される。ただし、再任を妨げない。

『事務組織』

本研究科には、具体的な事務処理を行うために事務職員を配置する。この事務職員は事務長を含め3名を常勤職員として置く。元来、本学においては、研究科ごとに個別に事務局を設けることをせず、「大学院事務室」により、事務処理にあつたっている。これに対して、本研究科については大学院事務室とは別に専属の事務室である「法務研究科事務室」を設置している。(根拠・参考資料:法科大学院要覧pp.1-3 学則第1条、第22条-27条、愛知学院大学大学院学則第2条)

教学及びその他の重要事項に関する専任教員組織の決定の尊重(8-2)

本研究科は、学則を別に定め本学大学院から独立した大学院として組織し設置されている。

本研究科の①教育課程に関する事項、②学生の入学、休学、退学、修了、除籍及び賞罰等に関する事項、③試験及び履修単位に関する事項、④自己評価及び学外評価に関する事項、⑤教員の人事に関する事項⑥その他重要な事項については、科学則により専ら本研究科のみについて定めているため、本研究科の研究科委員会の議決により自律的に決定できることになっている。

全学に共通する事項および本研究科を除く大学院については全学大学院委員会における協議ないしその議を経ることが必要となるが、本研究科の運営および学則改正(但し、学長の承認事項である学則45条)について全学大学院委員会の承認を必要とせず報告とし、他の大学院研究科の場合とは、その取扱いを明確に区別している。この意味で、本研究科の独立性が貫かれている。(根拠・参考資料:法科大学院要覧p.3学則第27条、p.5学則第45条)

法科大学院固有の管理運営を行う専任教員組織の長の任免等の適切性(8-3)

研究科長は、本研究科の構成員であつて優れた研究業績を持ち、教育行政に関する深い

識見と職務遂行への指導力を有する者を、愛知学院大学大学院法務研究科(法科大学院)研究科長及び研究科主任選出規程により、本研究科委員会で研究科長の任免について決定し、研究科長候補として学長に報告、学長はその候補者を法人理事会に推薦し、理事会が発令することになっている。

本研究科委員会での互選は、単記無記名投票により本研究科全専任教員(みなし専任教授を含む。)総数の3分の2以上の者が出席し、本研究科教授またはその予定者(いずれも、みなし専任教授を除く。)の内から、総数の過半数の票を得た者を当選者とする。なお、当選者がいないときは、上位得票者を対象に再投票を行う。(根拠・参考資料:愛知学院大学大学院法務研究科(法科大学院)研究科長及び研究科主任選出規程)

法科大学院と関係する学部・研究科等との連携・役割分担(8-4)

本研究科と法学研究科および法学部は、法学を基本とし相通ずる人材養成目的から深い連携を図るとともに互いに役割分担している。日常的にも、互いに学内非常勤講師として、本研究科授業の「政治学」を梅川正美教授、「租税法Ⅰ・租税法Ⅱ」を小川正雄教授、「法哲学」を堅田研一教授、「倒産処理法Ⅰ・倒産処理法Ⅱ」を高木敬一教授、「少年法」を服部朗教授、「保険法」を山野嘉朗教授が担当、本研究科からは、芹田健太郎教授が「特殊講義Ⅹ国際人権法及び国際人権と法合併授業」、高橋洋教授が「法職演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」、田中淳子教授が「民法Ⅱ(物の利用と法)・金融担保と法」を兼担している。近時にあつては、両研究科長と法学部長との三者協議に基づき、相互に連携をとり研究会等も共同で行っており、また、法学部同窓会主催の無料法律相談への人材派遣を互いに実施し成功を収めている。

なお、特筆すべき事項として、本学が総合大学としての長い蓄積を有するもののうち、歯学部をはじめ文学部の宗教学科、心身科学部の心理学科の分野、経済学部および総合政策学部在籍する多くのスタッフの中から、学部を超えた協力を得て、法学基礎・隣接科目群と展開先端科目群にこの分野のオリジナル科目を多数開講して、特色ある法曹養成のカリキュラムを用意できている。すなわち、学生が「人間とはどのような存在であるのか」についての理解をより深めるために、「宗教学」、「発達心理学」、「臨床心理・カウンセリング」、「医療倫理」、「法医学・法歯科学」等の本学ならではの科目開設に至っている。(根拠・参考資料:大学院要覧pp. 31-43 授業科目・担当教員、基礎データ表7)

教育研究活動の環境整備の為に財政基盤及び資金の確保(8-5)

財源確保については、本研究科の創設及び今日に至るまで、大学本部(法人理事会)の全面的バックアップのもと、教学充実のために特段の体制が学内の手続きを経て予算化され、長期的視野のもとで実現している。専用図書室経費については、本研究科完成年度後も新文献整備のための配分額は、毎年度400万円を超えている。

研究に関する予算については、専任教員1名あたり年間66万円が配分されている。教育に関する予算については、経常経費及び緊急を要する経費とともに本研究科固有の予算枠を割当てる予算手続きが確立しており、研究科委員会で予算案を決定し、事務部の決済を経て法人理事会の承認事項となっており、簡便かつ迅速な運用が可能となっている。

管理運営機能・あり方等の充実を図るための特色ある取り組み(8-6)

本研究科は日常業務の円滑な執行のために、研究科長、研究科主任、研究科主任補佐、研究科長が必要と認めた者および研究科事務長の5名による執行部会議を設置している。執行部会議は、本研究科の運営その他に関わる重要事項について、本研究科委員会に諮る

議題等の整理を定期的に行うなど日々の管理運営等の充実に努めている。また、必要に応じ、各委員会委員長を含めた拡大執行部会議を開催し管理運営の強化を図っている。

【点検・評価(長所と問題点)】

管理運営組織に関する規程等の整備(8-1)

制度上法務研究科の独立性が保障されているため、管理運営の適切化に向けた合意および制度ならびに規則の制定等については、速やかに対応できる体制ができているが、本学法学部および法学研究科との合同教授会の設置に向けて、平成21年度には学内非常勤講師の教員との合同教員会議の設置および設置規程を整備することとしていたが、実現化されていないことから、早急な設置および設置規程の整備が必要である。

【将来への取り組み・まとめ】

管理運営に関する規程等の整備(8-1)

法学系分野の段階的または連携教育の推進を図るための本学法学部および法学研究科との合同教授会設置に向け、学内非常勤講師の教員との合同教員会議の早急な設置規程の整備および設置の検討を進める。

9 点検・評価等

【現状の説明】

自己点検・評価のための組織体制を整備し、適切な評価項目及び確立された方法に基づいた自己点検・評価の実施(9-1)

自己点検・評価のための組織は、研究科内組織の執行部会議、教務委員会、学生委員会、入試委員会、広報委員会、FD委員会、就職支援委員会、学修支援委員会があり、各委員長が中心となり、所掌委員会関係事項に関し自己点検・評価を行い、改善を要する事項等の検討を行う。なお、教務事項、入試事項および学修支援のように関連事項に関しては、所掌委員会相互の重複審議または合同審議を実施するとともに、研究科全体に及ぶ事項は、拡大執行部会議でその審議をしている。各委員会等で行われた点検・評価による改善・改革案は、その都度本研究科委員会において、審議・承認または報告・了承している。

学外の自己点検・評価組織としての第三者機関があり、学則第6条第2項に基づき「学外評価委員会(学術、ジャーナリズム、法曹、経済の各界から1名)」を設置している。この学外評価委員会は、春・秋学期の授業アンケートの実施・分析の完了時期に開催し、本研究科の現状説明において、教育研究に関する事項を除く全般についての点検・評価を行い、教育研究活動についての説明において教育研究全般にわたる点検・評価が行われる。この学外評価委員会での助言等は、副委員長である法務研究科長から、本研究科委員会に報告され、改善・改革に資している。

なお、自己点検・評価は、FD委員会が実施する授業アンケート(期末授業アンケートおよび中間授業アンケート)における教育の内容・方法・成果等を除き、日常的または定期的に行われているとは必ずしも言い切れなく、検証段階で改善・改正が必要となった時点、問題が生じた場合にのみ行われているのが現状である。(根拠・参考資料:愛知学院大学大学院法務研究科(法科大学院)学外評価委員会規程)

自己点検・評価の結果の広い公表(9-2)

平成20年度点検・評価報告書に基づく、平成21年度法科大学院認証評価結果、平成23年度法科大学院認証評価(追評価)結果は、本研究科ホームページに掲載し一般へ公表している。平成26年度法科大学院認証評価における平成25年度点検・評価報告書についても同様に公表する。

また、学生への授業アンケートはFD委員会において集約・担当教員からの自己評価聴取・分析が行われ、その結果は本研究科委員会に報告・審議されるとともに、学外評価委員会へ報告し助言等を受け、学生および授業担当教員全員に配付している。(根拠・参考資料:本研究科ホームページ Topics&News 2010.03.25および2012.03.10)

自己点検・評価および認証評価の結果を法科大学院の教育研究活動の改善・向上に結び付けるためのシステムの整備(9-3)

前記評価の視点9-1に記した通り、研究科内組織の執行部会議、教務委員会、学生委員会、入試委員会、広報委員会、FD委員会、就職支援委員会、学修支援委員会で各委員長が中心となり、所掌委員会関係事項に関し随時自己点検・評価を行い、他委員会関連事項は、所掌委員会相互の重複審議または合同審議を実施している。各委員会等で行われた点検・評価による改善・改革案は、その都度本研究科委員会において、審議・承認または報告・

了承している。また、学外評価委員会の助言等も本研究科委員会に報告され、改善・改革に資している。

これらの改善・改革事項のうち教育の内容・方法・成果等については、FD委員会の下、春・秋学期にそれぞれ2科目の研究授業を行い検証するとともに、その後に行われる研究授業検討会においてさらに点検・評価を行い改善に資している。また、研究活動については、研究報告会を随時開催することにより検証の機会を設けている。（根拠・参考資料：研究授業開催案内、法科大学院研究報告会実施状況一覧）

自己点検・評価の結果を法科大学院の教育研究活動の改善・向上に有効に結び付けているか(9-4)

前記評価の視点9-3に記した本研究科委員会で審議・承認された、各委員会等で行われた点検・評価による改善・改革案および学外評価委員会の助言等も研究科委員会に報告された改善・改革案は、事項別に該当委員会において具体的実施案を作成のうえ本研究科委員会の承認を経て改善を行っている。カリキュラムの改善、入学試験方法の改善、授業アンケートの改善および中間試験の実施等が具体的事例である。

平成21年度法科大学院認証評価結果において、法令が定める科目の開設状況とその内容の適切性、カリキュラム編成における授業科目の適切な分類と系統的・段階的な配置、成績評価、単位認定および課程修了認定の客観的かつ厳格な実施、再試験の基準および方法の明示とその客観的かつ厳格な実施、法学既修者の認定基準・方法と認定基準の公表に重大な問題を有すると判断され、法科大学院基準に適合していないと判定された。この認定における問題事項について改善を行い、平成23年度法科大学院認証評価(追評価)において、問題事項が概ね改善されたと判断され、先の認証評価とあわせて、法科大学院基準に適合していると認定された。

○ 平成21年度法科大学院認証評価における勧告又は問題点と指摘された事項および改善結果等については、次の通りである。

『適合していないと判定されるに至った勧告』

《勧告》

1. 基礎法学・隣接科目の「法歯科学」「宗教哲学・坐禅」については、法科大学院のカリキュラムとして適切とはいえず、特に、修了要件単位数に算入することには問題がある。「法歯科学」は法医学の1部門であり、これのみをもって15週の授業を行い、法科大学院において2単位を認定することは適切ではない。また、「宗教哲学・坐禅」については、平成15年文部科学省告示第53号第5条第1項第3号の基礎法学・隣接科目に該当しているとは判断できず、さらに授業のかなりの部分を坐禅実習が占めている。当該科目の位置づけと内容の抜本的な改革を行うことが強く求められる。

「租税法Ⅰ」「租税法Ⅱ」「倒産処理法Ⅰ」「倒産処理法Ⅱ」「金融商品取引法」「外国人法」「企業法」「保険法」「少年法」といった科目を法律基本科目に分類していることは、平成15年文部科学省告示第53号第5条第1項第1号に照らして不適切である。同様に、「刑罰実務」「民事法総合演習」が法律基本科目に分類されているが、内容からして法律実務基礎科目に分類されるべきである。以上のような不適切な科目分類については、系統的・段階的な科目の配置という観点からも問題があり、例えば、「租税法Ⅰ」「租税法Ⅱ」を選択した場合、本来はそれが展開・先端科目に分類されるべきであるのに、法律基本科目

の選択必修として扱われているがゆえに、展開・先端科目として別の科目を履修しなければならないという不利益が現実には生じている。科目分類を適切に行い、カリキュラム編成を抜本的に改善することが強く求められる。

〈改善報告〉

カリキュラムに関する科目の配置については、以下のような対応を行った。

- ①「法歯科学」については、内容的に法医学が含まれているため、さらに法医学分野を強化し、科目名を「法医学・法歯科学」とした。
- ②「宗教哲学・坐禅」については、宗教学を中心とするものに改め、科目名を「宗教哲学」とし、内容を宗教哲学、仏教学、禅思想の3部構成に改め、3人の教員による講義を中心にした。
- ③法律基本科目中の選択科目については、「租税法Ⅰ」、「租税法Ⅱ」、「外国人法」、「企業法務」、「倒産処理法Ⅰ」、「倒産処理法Ⅱ」、「金融商品取引法」、「保険法」、「少年法」を展開・先端科目に移した。その他「不動産登記法」、「地方自治法」についても、同様に展開・先端科目に移し、法律基本科目群は「憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目」に限定し、さらに民事法の演習科目以外は全てを必修とした。
- ④「刑罰実務」は、実務基礎科目の選択科目とした。
- ⑤「民事法総合演習」は、理論的要素を増やして、内容的に法律基本科目にふさわしいものとし、そのまま法律基本科目中におくこととした。

〈追評価結果〉

まず第1に、法律基本科目に分類されていた「租税法Ⅰ」ほかは、展開・先端科目群へ移設され、「刑罰実務」についても、法律基本科目群から法律実務基礎科目群へ移設された。これらの科目の分類については、適切に改善がなされたものと判断される。

第2に、「民事法総合演習」は、検討の結果「理論的要素を増やして、内容的に法律基本科目に相応しいものとし、そのまま法律基本科目に置くことにした。」とされている。「平成23年度法務研究科シラバス集」の「授業の概要」の説明から見る限り、当該科目は、要件事実の展開という位置づけが相応しいように思われるが、本協会の提言の趣旨に沿って科目の内容及び配置についての検討を行い、一定の改善が図られたと評価することができる。なお、「民事法総合演習」は、2012(平成24)年度からは、法律実務基礎科目群に移設し、3年次の必修科目とすることされている。

第3に、「法歯科学」は、については、本協会の提言の趣旨に沿って科目内容の改善が図られていると評価できる。ただし、現在の科目内容に照らしても基礎法学・隣接科目群への配置については適切とはいえないことから、展開・先端科目群に移設することが望まれる。

第4に、「宗教哲学・坐禅」については、本協会の提言の趣旨に沿って法と宗教の関係について考える科目として再編され、引き続き基礎法学・隣接科目に位置づけられたものと評価できる。以上のことから、科目分類になお改善の必要が見られる科目が存するものの、認証評価の際に重大な問題であると指摘した諸点については、概ね改善がなされたものと判断できる。

〈追評価結果指摘事項の対応〉

「法医学・法歯科学」の展開・先端科目群への移設に関して、基礎法学・隣接科目は、平成15年3月31日文部科学省告示53号「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」第5条5号に、「基礎法学に関する分野又は法学と関連する分野の科目をいう。」と定められ、隣接学問領域との関係において法のもつ意義を学ぶための科目と解釈できる。本研究科の「法医学・法歯科学」の科目内容は、医学および歯科学において法のもつ意義を学ぶものであり、展開・先端科目群への移設することの方が適切とはいえない。加えて、東京大学法科大学院においても、授業科目「法医学」は、基礎法学・隣接科目群の配置とされている。このことから、展開・先端科目群への移設については留保する。

2. 「租税法Ⅰ」「租税法Ⅱ」「倒産処理法Ⅰ」「倒産処理法Ⅱ」「金融商品取引法」「外国人法」「企業法」「保険法」「少年法」といった科目を法律基本科目に分類していることは、平成15年文部科学省告示第53号第5条第1項第1号に照らして不適切である。同様に、「刑罰実務」「民法法総論演習」が法律基本科目に分類されているが、内容からして法律実務基礎科目に分類されるべきである。科目分類を適切に行い、カリキュラム編成を抜本的に改善することが強く求められる。

〈改善報告〉

選択必修科目の「租税法Ⅰ」「租税法Ⅱ」「倒産処理法Ⅰ」「倒産処理法Ⅱ」を展開・先端科目に移し、2011年度から実施することとした。同様に「倒産処理法Ⅰ」「倒産処理法Ⅱ」についても、展開・先端科目に移した。

〈追評価結果〉

認証評価時に指摘した問題は、改善されたものと評価することができる。

3. 成績評価については、法務研究科の統一基準として、定期試験60点、平常点40点の合計100点満点で評価する旨がシラバス集に明記されているにもかかわらず、なかには異なる割合で評価を行う教員もおり、シラバスにおいてその旨が明確に示されていない。また、担当者ごとに成績評価の基準についての記述が必ずしも明確でなく、実際の評価分布も各担当者によって相当な差が見られる。特に、平常点の扱いについては法務研究科の統一基準が存在するものの、シラバスによっては依然として不明確な記述のものもある。以上のような状況から、明示された基準および方法に基づく客観的かつ厳格な成績評価がなされているとは判断できない。定期試験と平常点の配点割合および具体的な平常点評価の指針をシラバスなどに記載し、学生への周知徹底を図るとともに、明示された基準に基づいて客観的かつ厳格な成績評価を行うことが求められる。

2009(平成21)年度より、C評価の科目についても再試験を受験し、B評価を得ることができるようになったが、厳格な成績評価の実施という点からはもとより、定期試験および追試験でB評価の者と、再試験を経てB評価となったものの公平性の点からも不適切である。また、「年度末特別試験」については、定期試験または追試験でD評価、再試験でD評価だった者に再度単位認定の機会を与えるものであり、実質的な「再々試験」と解され、安易な救済策との評価を免れない。さらに、再試験の問題に関して、定期試験の問題と内容がほぼ同一の科目が確認された。再試験および「年度末特別試験」については、実施方法や内容について抜本的な改善が強く求められる。

〈改善報告〉

① 教員への意識喚起を行い、平成22年度のシラバスより、原則として本法科大学院の統一成績評価基準によること、それによらない場合には、評価方法の欄に、成績評価の方法を明確にすることを徹底することとした。なお、基礎法学・隣接科目や展開・先端科目においては、科目の特殊性から別段の評価基準となっており、平成23年度のシラバスにおいては、さらに徹底した。

② 成績評価については、以下の通りとした。

採点評価方法（統一評価基準）

1. 必修科目

平常点20点＋中間試験20点＋定期試験60点＝合計100点満点を原則とする。なお、演習科目については、同上またはシラバスの「評価方法」に明示するものとする。

2. 選択必修科目・選択科目

必修科目の基準に最大限準拠するものとし、その採点評価方法をシラバスの「評価方法」に明示するものとする。

3. 評価における平常点は、毎回の授業、出席状況だけでなく、授業時の応答や教室外で作成したレポート等で判断される授業内容修得状況を加味して評価する。

4. 原則として必修科目においては5段階評価のうち、A（優）以上は全受講者の3割以内、AA（秀）は全受講者の1割以内とする。

5. 複数教員による共同担当の場合、担当教員間の協議を経た単一評価とする。

6. 採点評価は、最終的には法務研究科委員会の審議を経て決定する。

③ 科目間の成績評価のばらつきについては、成績のAAを10%以下、AAを含めA以上を30%以下とする点については各教員に徹底しており、2010年度春学期の成績評価については、極端なばらつきは生じていない。

④ 再試験の評価については、平成23年度4月1日施行の修学規程の改正により、再試験の際の評価は、CとDの2段階とした。

⑤ 学年末特別試験についても、廃止することとした。

なお、再試験廃止について、現在検討中である。

〈追評価結果〉

「平成23年度法務研究科シラバス集」の記載においても、2010（平成22）年度と同様に、上記の統一基準が守られていることを確認することができ、実地調査においても上記の諸点の運用が適切であると認められたため、厳格な成績評価に関する問題については、改善がなされたものと評価することができる。

4. 2009（平成21）年度より、C評価の科目についても再試験を受験し、B評価を得ることができるようになったが、厳格な成績評価の実施という点からはもとより、定期試験および追試験でB評価の者と、再試験を経てB評価となったものの公平性の点からも不適切である。また、「年度末特別試験」については、定期試験または追試験でD評価、再試験でD評価だった者に再度単位認定の機会を与えるものであり、実質的な「再々試験」と解され、安易な救済策との評価を免れない。さらに、再試験の問題に関して、定期試験の問題と内容がほぼ同一の科目が確認された。再試験および「年度末特別試験」については、実施方法や内容について抜本的な改善が強く求められる。

〈改善報告〉

①再試験の評価については、平成23年度4月1日施行の修学規程の改正により、再試験の際の評価は、CとDの2段階とした。

②学年末特別試験については、廃止することとした。

③これらの制度改正については、学生への不利益変更を避けるため、平成23年度入学生より適用する。

④再試験の制度全体について、現在廃止の方向で検討中である。

〈追評価結果〉

再試験に関する問題は改善されたものと評価することができる。

今後は、廃止の是非も含め、再試験のあり方について、引き続き検討していくことが期待されるところである。

5. 「特別選考入学試験」において、公認会計士、税理士、弁理士などが法学既修者認定試験を経ることなく、自動的に法学既修者コースに入学できるという制度は、各種資格試験の受験科目に照らして不適切であり、制度の抜本的な見直しが強く求められる。

〈改善報告〉

①法学既修者認定試験については、法律基本科目で1年次に配当されている科目を全て試験科目とすることとした。カリキュラム改正を行い、行政法基礎、行政救済法については、2011年度より2年次開講科目に変更した。この結果、既修者認定試験については、憲法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の6科目となった。

②特別選考入試においても、既修者認定試験を実施することとした。ただし、司法書士については、その資格試験の際に民法について相当に広範囲な試験が課されており、十分に既修者としての資格を備えるものと判断し、既修者試験6科目のうち、民法のみ免除することとした。

〈追評価結果〉

法学既修者の試験科目と認定科目の整合性について検討がなされ、かつ、両者の整合が図られたものと評価できる。

提言

「特別選考入学試験」において、司法書士については、既修者試験6科目のうち民法のみ免除することとされているが、法学既修者認定試験については、各法科大学院が客観的な認定基準及び認定方法を独自に検討・設定することが期待されるところであり、法律に関係する国家資格等で代替する方法は、その出題範囲及び難易度を問わず、適切なものとはいえないため、改善が必要である。

〈追評価結果指摘事項の対応〉

平成23年度追評価結果を踏まえ、2013(平成25年)度学生募集から、法学既修者コース志願者に対する既修者認定試験を法律科目試験と改め、憲法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の6科目に行政法を加え7科目について試験を行っている。

また、2013(平成25年)度学生募集から、特別選考入学試験は廃止した。

『その他勧告・問題点』

当該勧告および問題点については、平成25年6月に改善報告書を提出しているため、現在、改善結果に対する指摘または提言がされていない。

《勧告》

1. 2年次秋学期の「発展学修相談」および3年次の「応用学修相談」については、成績上位者15名ないし10名のみを対象とした新司法試験に向けての択一対策および論文対策となっている。新司法試験合格の見込みのある学生に対象を絞り込む学習支援の方法は、新司法試験対策を中心とした内容に極めて傾斜しているといわざるを得ず、抜本的な改善が強く求められる。

〈改善報告〉

学修相談の制度は廃止したうえ、オフィスアワーを強化し、学修相談を個別学修相談と必修科目授業後に全受講者を対象に復習に資する目的とする共同学修相談に分けた。

2. 受験予備校と連携して答案練習会を学内施設で開催し、成績上位者を選考して受講者としたうえ、「愛学リーガル・クリニック奨励賞」と称する奨学金を答案練習会の受講費用の一部として予備校側に納付するなどしているが、受験予備校との緊密な関係のもと新司法試験対策を実施しているとの評価を免れるものではなく、法科大学院制度の理念・目的から大きく逸脱しており、制度の廃止を強く求める。

〈改善報告〉

平成22年3月3日付けで、「愛学リーガル・クリニック奨励賞」候補者を研究科として学生を推薦する制度は廃止した。

また、愛学リーガル・クリニック所長を法務研究科長とする「愛学リーガル・クリニック規程」を改正し、同年4月から同運営会議の推薦者を所長とした。さらに、「愛学リーガル・クリニック奨励賞についての申し合わせ」を廃止のうえ、愛学リーガル・クリニック奨励賞の制度を廃止した。

3. 「最終試験」は新司法試験受験の願書を提出した学生のみを対象とし、専任教員が新司法試験の模擬問題を出題するという新司法試験対策に偏した指導であると判断される。「最終試験」については実施の中止、あるいは継続して実施する場合には受験対象者、試験内容、試験の位置づけなどについての抜本的な改善が求められる。

〈改善報告〉

最終試験を廃止した。

4. チューターの役割が、新司法試験の過去問についての答案作成指導と解説に集約されているが、過度な新司法試験対策に傾斜することなく、より柔軟に、若手実務家ならではの法的感覚を学生に伝えることのできる仕組みを設ける必要がある。

〈改善報告〉

チューターの役割について、若手弁護士の思いや経験が語られ、基本的な作文練習が行われており、「答案作成指導と解説に集約されている」ものではなく、「過度な新司法試験対策に傾斜」していたものでもないが、教務委員会を中心に検討し、平成23年度からチューターを本研究科出身の弁護士に徐々にシフトすることとして、若手ならではの実務経験を各所に盛り込んだ、より学生目線での授業の補完や生活面に及ぶ相談・支援とすることに変更し、平成25年度からはチューター全員を本研究科出身の弁護士として学修支援を行っている。

5. 2008(平成20)年度までのシラバスのなかには毎回の授業の内容が記載されていないものや、授業の進行が不明なものが多数見受けられる。「平成21年度法務研究科シラバス

集」を見る限り、一定の改善が見られるとはいえ、学生の予習に配慮するためにも、毎回の授業の内容や進行方法について、具体的かつ詳細に記述することが求められる。

〈改善報告〉

平成22年度シラバス集から記載方法を統一し、研究科内にシラバス担当者(教員を選任)配置のうえ改善を図り、各回の授業内容および進行方法等を明確化し、以後毎年、授業担当教員から提出される原稿をシラバス担当者が授業内容、評価方法や各回の授業計画の確認・修正依頼を行うなどし、PDCAサイクルを取り入れた改善を図っている。

また、平成24年度シラバス集から中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会報告「法科大学院における共通的な到達目標」を踏まえ、法律基本7科目についての到達目標を掲載し、学生の予習・復習に配慮したものとしている。

6. 授業内容はもとより、成績評価基準、シラバスの記載方法、再試験の問題など、極めて重要な事項についてFD活動を通じてさらなる検討を行い、教員間の共通認識を形成することが求められる。

〈改善報告〉

教員間の共通認識を形成するよう務めるため、FD活動の中心となるFD委員会委員を平成22年度から増員するなどし、また、FD委員会委員および委員長について、研究科長を除外し委員の互選による委員長選出を行い、研究科長の考える方向性に左右されない独立委員会として検討を行っている。さらに、FD委員会にとどまらず、教務委員会、カリキュラム検討委員会においては授業内容、成績評価基準および再試験関係について検討し、シラバスの記載方法および総合的検討を執行部会議において実施している。その結果、各学期に2授業科目の教員相互の授業参観を実施後、検討会を実施している。また、授業アンケート内容を充実のうえ、中間授業アンケートを追加実施し、教員からの評価に対する改善方法を含め分析のうえ法務研究科委員会へ報告・検討し、教員間の共通認識を図るとともに学外評価委員会での評価・助言をもとに授業運営に反映している。さらにまた、成績評価基準についても、平成23年度から中間試験を実施することとし、その評価を評価基準に追加のうえシラバス集にその内容を表記している。加えて、再試験についても、成績評価においてDの科目についてのみと改め、評価各学期の実施から秋学期(年度末)定期試験終了後の一括実施としている。

7. 「行政救済法」および「地方自治法」を担当する専任教員(実務家)については、提出された資料から、上記2科目に関する高度な指導能力を有するとは認められず、改善することが求められる。

〈改善報告〉

別紙に示す専任教員の教育・研究業績に記載したように、高度な指導能力を有することを立証している。

8. 2010(平成22)年度入試から「一般入学試験」の配点割合が示されたものの、出願書類(出願理由書、自己アピール書、推薦書)が試験結果にどの程度反映されるかは明確にされていない。こうした状況は入学者の選抜方法の透明性という観点から問題であり、評価基準や配点基準について明確にすることが求められる。

〈改善報告〉

出願書類の配点割合等については、平成23年度以降の募集要項に明確化した。

《問題点》

1. 基礎法学・隣接科目について、心理学関係の科目が多い一方、外国法関係の科目が開設されておらず、バラエティに乏しい状況にある。幅広い知識の修得という観点から、開設科目について検討を行い、カリキュラムの充実を図ることが望まれる。

〈改善報告〉

平成23年度カリキュラムを次に変更した。

基礎法学

法哲学、外国法

隣接分野科目

国際協立法、経済学、認知心理学、宗教哲学、発達心理学、政治学、臨床心理学・カウンセリング、医療倫理、法医学・法歯科学

さらに、平成24年度カリキュラムを次に変更した。

基礎法学

法哲学、外国法

隣接分野科目

国際協立法、経済学、宗教学、政治学、医療倫理、発達心理学、臨床心理学・カウンセリング、法医学・法歯科学

2. カリキュラム編成が毎年のように変更され、しかもその内容が根幹部分にまで及んでおり、このような頻繁な変更は学生および教員双方に無用の混乱を招くことになりかねない。中長期的に確たる視点をもってカリキュラムを検討・編成していくことが望まれる。

〈改善報告〉

平成21年度法科大学院認証評価において、適合していないとの判定要因の一部であった「カリキュラム編成における授業科目の適切な分類と系統的・段階的な配置（評価の視点2－4）の改善のため、平成23年度にカリキュラムの変更を行った結果、他の不適合要因の改善を含め、平成23年度認証評価（追評価）において適合の判定となった。

なお、その翌年度である平成24年度において、法学既修者コースの設定に伴い法学未修者コースの授業科目の充実および履修方法の整理・統合を行い、法学既修者コースのカリキュラムを別に編成した。

なお、平成24年度の変更・改正は、中長期的な視点を元に実施したものであり、今後、特別な必要性が生じない限り変更は行わない。

3. 研究者教員と実務家教員が各々単独で担当している科目については、教員が相互に不案内という実情が自認されており、理論と実務の架橋を意識して密接な意思疎通や連携を図るための組織的対応という点では不十分で、架橋を図るための工夫に向けての一層の取り組みが必要である

〈改善報告〉

平成22年度から教員間の密接な意思疎通や連携を図る目的としても委員会の各所掌事項を通しての実情把握のため、教務委員会、学生委員会およびFD委員会委員の主要委員会の委員を増員するなどし、また、カリキュラム検討委員会を設置した。

また、各学期に2授業科目について教員相互の授業参観を実施し、教育方法の実体験

および授業内容の把握を行い、その後の検討会においても教育内容についての相互理解を深めている。

4. 「法情報調査」が2009(平成21)年度入学者用カリキュラムから科目としては廃止されており、マニュアルの配布とオリエンテーションにおいて法情報調査のスキルを徹底しているとのことであるが、純粋未修学生にとってはこれで十分であるか疑問が残るところである。法律問題の考え方を踏まえた法情報調査の意義について授業を設けるといった方策をとることが望ましい。

〈改善報告〉

平成24年度のカリキュラム変更により、法情報検索(1単位)を設定した。

5. 法学既修者であっても1年次に配当されている基礎科目を履修することができるなど、法学既修者の能力に応じた教育が実践されておらず、履修上の問題が生じる可能性が指摘される。法学既修者の能力に応じた履修制度の改善が望まれる。

〈改善報告〉

平成23年度のカリキュラム変更と併せて、修学規程を改正し、法学既修者についても法学未修者1年次に配当されている基礎科目を履修することができることとしている旧第15条第2項を削除した。

6. 授業アンケートについてはすべての科目について実施する必要がある。また、アンケートの回収率を高める工夫をし、質問項目についてもさらなる検討を行い、今後のカリキュラムや教育方法の改善に生かす仕組みを構築することが求められる。

〈改善報告〉

平成22年度の授業アンケートから、集中講義を除く全科目について、アンケートを実施することとした。また、学生がいかに予習・復習をしたかを問うものではなく、教員の指導がどうであったかを問うというアンケートとし、プランニング・マネジメントやスキルを問う多くの項目に変更した。

回収率を高める方策として、授業時間の一部を使用のうえアンケート調査を実施し回収することとした。

7. 研究者教員について一層の充実が望まれるところである。計画的な補充配置を確実に遂行し、専任教員の配置に不備が生じることのないよう留意する必要がある。

〈改善報告〉

平成21年度末にみなし専任研究者教員1名が退職し、翌平成22年4月1日付けで、専任研究者教員2名を採用したことにより、研究者教員12名(全員専任教員)と実務家教員4名(専任教員2名、みなし専任教員が2名)の計16名の専任教員となった。

平成22年度の法律基本科目の専任教員の配置は、憲法1名、行政法2名、民法5名、商法1名、刑法1名、民事訴訟法1名、刑事訴訟法1名となった。

平成22年度末に専任研究者教員2名とみなし専任実務家教員1名の退職に伴い、翌平成23年4月1日付けで、専任研究者教員1名とみなし専任実務家教員1名を採用したため、研究者教員11名(全員専任教員)と実務家教員4名(専任教員2名、みなし専任教員が2名)の計15名の専任教員となった。

平成23年度の法律基本科目の専任教員の配置は、憲法1名、行政法2名、民法4名、商法1名、刑法1名、民事訴訟法1名、刑事訴訟法1名となった。

平成24年度においては、専任教員の異動はなし。

平成24年度末に専任研究者教員 1 名の退職があり、翌平成25年 4 月 1 日現在、研究者教員10名(全員専任教員)と実務家教員 4 名(専任教員 2 名、みなし専任教員が 2 名)の計14名の専任教員となった。

平成25年度の法律基本科目の専任教員の配置は、憲法 1 名、行政法 2 名、民法 3 名、商法 1 名、刑法 1 名、民事訴訟法 1 名、刑事訴訟法 1 名である。

8. 基礎法学・隣接法学および展開・先端科目においては、開講科目の担当専任教員の占める割合が低いので改善が望まれる。

〈改善報告〉

平成22年度においては、基礎法学・隣接法学科目について、2007年度以前入学者適用開講科目(10科目)および2008年度入学者適用開講科目(12科目)には専任教員の配置はないが、2009・2010年度入学者適用開講科目(10科目)において、1科目に1名の専任教員を配置した。

また、展開・先端科目については、2007年度以前入学者適用開講科目(28科目)のうち11科目に5名の専任教員を配置、2008年度入学者適用開講科目(18科目)において、8科目に3名の専任教員を配置、2009・2010年度入学者適用開講科目(18科目)において、7科目に3名の専任教員を配置した。

平成23年度においては、基礎法学・隣接法学科目について、2009・2010・2011年度入学者適用開講科目(10科目)において、1科目に1名の専任教員を配置しているが、2008年度入学者適用開講科目(10科目)には専任教員の配置はない。

また、展開・先端科目については、2008年度入学者適用開講科目(18科目)において、8科目に3名の専任教員を配置、2009・2010年度入学者適用開講科目(18科目)において、7科目に3名の専任教員を配置、2011年度入学者適用開講科目(29科目)において、9科目に5名の専任教員を配置した。

平成24年度においては、基礎法学・隣接法学科目について、2009・2010年度入学者適用開講科目(9科目)において、1科目に1名の専任教員を配置、2011・2012年度入学者適用開講科目(10科目)において、1科目に1名の専任教員を配置した。

また、展開・先端科目については、2009・2010年度入学者適用開講科目(17科目)において、7科目に4名の専任教員を配置、2011年度入学者適用開講科目(27科目)において、9科目に5名の専任教員を配置、2012年度入学者適用開講科目(24科目)において、10科目に7名の専任教員を配置した。

平成25年度においては、基礎法学・隣接法学科目について、2009・2010年度入学者適用開講科目(9科目)において、1科目に1名の専任教員を配置、2011・2012・2013年度入学者適用開講科目(10科目)において、1科目に1名の専任教員を配置した。

また、展開・先端科目については、2009・2010年度入学者適用開講科目(10科目)において、5科目に3名の専任教員を配置、2011年度入学者適用開講科目(19科目)において、7科目に4名の専任教員を配置、2012・2013年度入学者適用開講科目(24科目)において、10科目に7名の専任教員を配置した。

9. 61 歳以上の専任教員の割合が2009(平成21)年度10月現在、66%を超えており、年齢構成に著しい偏りがある。教員の年齢構成に配慮して、採用を行うことが望まれる。

〈改善報告〉

教員の停年等による補充は、法科大学院への任用となると敬遠され、優秀な教員の確保に苦慮しているのが現状であり、年を増す毎に厳しい状況が続いている。

その中で、教員を補充し学生への質の高い教育を確保するためには、年齢条件はある程度黙認しても質の高い教育が出来る教員を補充採用せざるを得ない。

これに伴い、2010(平成22)年4月現在は、71歳以上3名、61歳～70歳8名、51歳～60歳4名、41歳～50歳1名であり、61歳以上が68.8%、

2011(平成23)年4月現在は、71歳以上0名、61歳～70歳9名、51歳～60歳4名、41歳～50歳2名であり、61歳以上が60.0%、2012(平成24)年4月現在は、71歳以上4名、61歳～70歳6名、51歳～60歳3名、41歳～50歳2名であり、61歳以上が66.7%、2013(平成25)年4月現在は、71歳以上4名、61歳～70歳6名、51歳～60歳2名、41歳～50歳2名であり、61歳以上が71.4%、である。

10. 専任教員の後継者の養成または補充などについて適切な対応がなされていない。特に教員補充については、定員枠を超えて1年前から一定の科目に限り1名のみ採用することを可能にしているが、十分に機能しておらず、後継者の育成についてはなんらの対応も存しない。後継者の養成、補充については早急な対応が求められる。

〈改善報告〉

2009(平成21)年度末の民法担当教員1名の退職に伴う人事として、2010(平成22)年度に民法担当教員2名を採用し、民法教員について枠3名を超える4名とした。なお、後継者の養成については、教員全体枠16名の関係および若手教員の適材者の発掘が困難な状況から現在も対応できていない。

11. 教員採用人事については「教員採用規程」などの規定類が整備されているが、個別採用人事案件において、教員採用の決定ルール(表決数)を、教授会決定のもとであるが変更するなど、教員採用規程に則った適切な運用とはいえないケースが存する。教員採用規程の適正な運用を図ることが求められる。

〈改善報告〉

愛知学院大法科大学院教員採用規程を遵守した運用とした。

12. 研究専念期間にかかる制度が存しない。専任教員の研究活動に必要な機会の保障が不十分であり、今後検討が必要である。

〈改善報告〉

研究専念期間にかかる制度の整備に先がけ、在外研究員制度に引き続き国内研究員制度が平成21年4月1日から開始した。なお、両制度とも対象者を55歳以下の者に限定しており、本研究科の設置時に教育・研究経験の豊富な教員で構成したこともあり、本研究科構成教員はこの年齢制限上、制度の活用が困難なこともあり、法人理事会へ本研究科教員については60歳以下を対象とすべく協議した結果、平成23年度に59歳の教員の国内研究員が特例で認められ、平成23年4月からの半年間、早稲田大学を拠点とし研究を行った。

13. 教員の教材の準備などを補助する職員を配置し、教員および学生への人的サポートを充実させる必要がある。

〈改善報告〉

大学全体と比較した場合の本研究科の専任教員の担当科目数は、3分の2程度と少なく、学生数についても10名以下の受講者数となっている。且つ、資料についてもPCから直接印刷されるケースが多いこともあり、担当科目数の少ない教員については、従前の通り教員自らのコピーをお願いしている。しかし、補講を含め多くの授業を担当する教員または学生からの要望に対するコピーを含める人的サポートや事務職員の立ち入りが可能な(学生生活、履修相談・指導等)サポートについての補助体制は、平成21年度に派遣職員の専任職員への配置異動、平成22年度に事務長の兼務発令解除により、十分に機能している。

14. 「一般入学試験」の配点割合や適性試験の換算方法については、ホームページやパンフレットなどでは説明がなされているものの、「学生募集要項」には記載がなく、この点については改善が望まれる。

〈改善報告〉

平成22年度に実施する平成23年度入学学生募集要項から、各試験科目の配点を記載するとともに判定方法の説明において、適性試験の換算方法を明記した。

15. 法学既修者は1年次の必修法律基本科目を履修したものとして扱っているが、法学既修者認定試験の受験科目と履修したものとされる科目に整合性がなく、両者の関係について検討することが望まれる。

〈改善報告〉

平成23年度入学者対象入学試験の法律科目試験の受験科目に刑事訴訟法、商法および民事訴訟法を追加実施した。また、翌年度平成24年度入学者対象入学試験の法律科目試験の受験科目に行政法を追加し、法律基本7科目による入学試験を実施した。なお、これに伴い、修学規程第15条第2項は削除した。

16. 入試制度の見直しを恒常的に行う制度が設置されていない。入試制度を組織的に検証・改善する制度の確立が望まれる。

〈改善報告〉

2011(平成23)年度入試では、入試日程をA日程夏季、A日程秋季およびB日程と3日程の入試日程とし、入学(募集)定員を25名に、また、既修者認定試験から法律科目試験と改め試験科目を追加する等の制度の見直しをした。また、2012(平成24)年度入試では、法学既修者と法学未修者の2コースに分離した入試に加え飛び級および予備試験短答式試験合格者対象入試を追加するとともに、法律科目試験に行政法の試験科目を追加する制度見直しをした。さらに2013(平成25)年度入試では、特別選考入試を廃止する見直しをした。

17. アカデミック・ハラスメントやパワー・ハラスメントに関する規程を整備することが望まれる。

〈改善報告〉

アカデミック・ハラスメントやパワー・ハラスメントに関する事項を盛り込み、平成21年12月1日にセクシュアル・ハラスメントの防止等の規則および処理に関する規程から愛知学院大学ハラスメントの防止および処理に関する規程に整備し施行した。

18. 法科大学院専用図書室においては、書籍の紛失が多発しており、図書の管理体制に問題がある。法科大学院専用図書室がより一層有効に機能するよう、専用図書室自体の管理体制について検討が望まれる。

〈改善報告〉

平成21年6月11日付け学生委員長掲示「法務研究科専用図書室の図書の持ち出しについて」にて、返還指示および帯出禁止等の周知後、学生・教員協議会での再度の周知に加え、個別学習室の抜き打ち検査を実施した。

管理要員の配置等については、24時間利用可能としていることから、人件費または設備購入費等の経費面で担保することが困難なため現状の学生による相互管理とせざるを得ない。

19. 大学院事務室などとの機能的な事務分割を行い、少人数事務室においては法科大学院業務の専門的な役割について特化していく必要がある。法科大学院にかかわる事務職員の高度な専門的知識を高め、継続的な事務処理能力の維持に努める必要がある。また、日常業務は2名の事務職員が対応しているが、責任者が兼務であることもあり、事務組織の負担は重く、企画・立案機能が十分に果たされない可能性もある。さらに、学生および研修生100名超への対応および事務などの日常業務については、専任事務職員1名と派遣事務職員1名の計2名で対応がとられているが、法科大学院の教育上、事務職員が教員の教育支援を行い、また学生のもっとも身近な相談相手となることから、さらなる人的体制の充実が課題である。

〈改善報告〉

平成21年度に派遣職員の専任職員への配置異動および平成22年度の事務長の兼務発令解除により、法務研究科が所掌する全委員会の検討課題について、事務長からの事務職員への詳細説明に加え、事務室内での事前勉強会または報告の実施によりスキルアップを図り、事務長または専任事務職員が出席し、各委員会の検討議題の企画からその改善案の立案且つ対処までも行うようにし、事務職員としての法務研究科運営の企画・立案機能は十分に果たしている。

また、学生および研修生への対応および事務などの日常業務についても、事務長に加え専任事務職員2名の計3名での対応は、授業関係の周知・連絡等法務研究科の教育上の事務職員の教員への教育支援も充実でき、また学生の身近な相談相手として、学生から好評を得ている。

20. 「FD委員会」による自己点検・評価は、授業アンケートや研究授業が中心であり、その他の自己点検・評価結果を示す資料が乏しく、自己点検・評価が効果的に実施されているとはいえない。教育の成果、教育の実施体制、学生支援などについて、自己点検・評価活動で実施すべき項目を明示し、その項目に沿った活動を行うことが求められる。また、コアカリキュラムについての検討は院長主導でなされ、教育方法、カリキュラムなどにかかる問題を対象とする「FD委員会」の活動と、FD、学生対応、入試、施設、運営など、貴法科大学院全体にかかる諸問題について自己点検・評価するための「FD委員会」の活動との区別が判然としない。自己点検・評価活動とFD活動との機能を明確に分けることが求められる。

〈改善報告〉

平成22年度(認証評価結果公表後)以降、研究科長をFD委員会委員および委員長から除外した。また、FD委員会は、教育・研究に関する改善・改革を中心とする委員会としている。カリキュラム、学生対応、入試、施設、運営などの点検・評価については、教務委員会、学生委員会、入試委員会、執行部会議などにより実施しているが、教育に関する事項については、教務委員会、入試委員会との関連は切り離すことが出来ないことは言うまでもないため、相互の委員会での重複審議となる。なお、FD委員会では、授業アンケートおよび研究授業を行い改善結果の検証とともに更なる改善方法について検討することに加え、他大学等から講師を招き講演会の開催による本研究科との比較および改善方法等の創出を行っている。

- 2 1. 教育についての自己点検・評価の結果を改善・向上に反映させることが、組織的・継続的に検討されはじめたところである。他方で、その他の自己点検・評価活動の成果を改善・向上に結び付けるための検証システムが見られないので、そのシステムの構築が求められる。

〈改善報告〉

平成21年度秋学期授業アンケートの結果分析後、アンケート分析結果、自由記述内容を学生に配布。平成22年度からは当該授業担当者からのコメントおよび改善報告書を学生に配布し、学生による検証も可能とした。また、従前から実施している研究授業において、当該授業アンケートにおける改善方策の検証も行っている。

- 2 2. 学内外からの情報公開請求に耐えられる規程や体制の整備が望まれる。

〈改善報告〉

平成23年4月1日付けで、愛知学院大学・愛知学院大学短期大学部情報公開規程を整備し、本研究科の所掌する情報について、本学ホームページにて公開するとともに、本研究科ホームページにおいても詳細等を含め公開を行っている。

また、情報の開示請求についても、当該規程に基づくものを原則としたが、入学試験に係る個人情報開示請求については、平成25年度入学試験(平成24年度実施)から本研究科独自の書式により対応している。

- 中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会「法科大学院教育の質の向上に関する改善状況調査WGにより指摘された事項については、次の通りである。

平成24年6月26日付け文書「中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会法科大学院教育の質の向上に関する改善状況調査ワーキング・グループによる改善状況調査の実施について」に基づく、平成24年8月1日にヒアリングおよび平成24年11月22日に実地調査が行われた。その結果、

- 1) 平成24年8月1日ヒアリング等所見

【第1回調査】

法科大学院として、改善の必要性が正しく認識されていないため、成績上位者による予備校の答案練習を組織的に支援するなど、受け入れた学生を自ら責任を持って教育しようという意識が希薄であり、法科大学院での教育を中心とした教育課程および学修指導体制を再構築する必要がある。

また、入学者選抜での競争性確保についても深刻な状況にあるにもかかわらず適切な方

策がとられないままであり、改善計画自体も全般的に不明確である。

さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されているとは言い難く、特に重点的にフォローアップを実施する必要がある。

【第3回調査】

入学者選抜における競争性の確保等、入学者の質の確保に関する認識が不十分であり、他の法科大学院を大きく下回る状況が続いている。

成績上位者に対する特別な学修相談や予備校の答案練習への組織的支援をやめるなど、制度の改正がなされているが、受け入れた学生に基礎的な力量を身に付けさせ、それを伸ばせるよう、法科大学院として責任を持って取り組む努力が今後も必要である。

成績評価については、一定の改善を図ろうとしていることがうかがえるが、教員間で共通の認識になるまでに至っているとは認められない。さらなる改善の取組の検討・努力が必要である。

指摘した事項に対する改善の取組が全体的に進んでいるとは言い難く、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、早急に改善に取り組む必要がある。

【第5回調査】

入学者選抜における競争性の確保等、入学者の質の確保に関する認識が極めて不十分であり、入学者選抜の在り方について改善方策を早急に検討する必要がある。

シラバスに記載された評価方法と異なる運用を行っている場合等、成績評価について依然として教員間での共通認識となっておらず、それを補正する組織的取組も不十分であり、さらに改善の取組が必要である。

指摘した事項に対する改善の取組が全体的に進んでいるとは言い難く、司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、早急に改善に取り組む必要があることから、当WGとして重点的にフォローアップを実施していく。

2) 平成24年11月22日実地調査所見

入学者選抜における競争倍率の確保や定員充足状況について重大な懸念があり、従来の取組にとどまらない抜本的な改善を図る必要がある。

成績評価に関する教員間の相互の確認により、その評価を見直すなど一定の取組は見られるが、成績評価の厳格性に疑問がある例が見られる。学生に対し、修了時に到達すべき目標を明確に意識させるような教育の改善を組織的に図る必要がある。

指摘した事項に対する改善の取組が全体的に進んでいるとは言い難く、司法試験の合格状況はなおも厳しいことを踏まえ、これまで行われてきた取組の早急な検証を行い、引き続き改善に取り組む必要があることから、当WGとして重点的にフォローアップを実施していく。

以上の平成24年8月1日ヒアリングにおける過去の調査を含めた所見および平成24年11月22日実地調査における所見が付された。

入学者選抜における競争倍率の確保や定員充足に関しては、平成25年度入学者数に基づき、授業運営および経営面の最低必要人数として、平成26年度学生募集から、入学定員を5名削減し、20名とした。

教育方法の改善や司法試験の合格者の状況に対する取組の検証の改善については、前点検・評価項目で記した通り実施しているが、教務委員会およびFD委員会を中心に具体的な

改善策の検討を進めている。

自己点検・評価を自らの改善に結び付けるために、特色ある取り組み(9-5)

本研究科には、教員が独善に陥らないためにも外部からの一般社会の良識という視点から、自己点検・自己評価に関して適宜アドバイスを行うものとして、学外評価委員会が置かれている。

同委員会は、春・秋学期授業アンケートの調査分析を以って、年2回開催され、学内委員から研究科の現状について種々説明をし、現状についての検討が行われている。その検討結果・意見・助言等については、同委員会開催直近の法務研究科委員会に報告され、改善に資されている。現在の学外委員は、河津 市三氏(中日新聞編集担当・編集局長 取締役)、松浦 好治氏(名古屋大学大学院法学研究科教授(現代法システム論))、田中清隆(弁護士・元名古屋弁護士会会長)、大矢孝彦(法学部同窓参与)である。

【点検・評価(長所と問題点)】

自己点検・評価のための組織体制を整備し、適切な評価項目及び確立された方法に基づいた自己点検・評価の実施(9-1)および自己点検・評価の結果の広い公表(9-2)

自己評価・点検は、FD委員会が実施する授業アンケートにおける教育の内容・方法・成果等を除き、日常的または定期的に行われているとは必ずしも言い切れず、検証段階において改善・改正が必要となった時にのみ行われているのが現状であり、全項目についての定期的(毎年度)な実施が必要である。

また、定期的な自己評価・点検結果について、本研究科ホームページへの掲載による公表や冊子物での公表が必要である。

自己点検・評価を自らの改善に結び付けるために、特色ある取り組み(9-5)

学外評価委員会の開催方法について、本研究科の施設外の本学栄サテライトセンターにおいて、春学期・秋学期の各1回、学内委員からの報告を以って、意見・助言を受ける方法により実施しているが、本研究科施設、学生の受講現況等は把握されない状況であり、また、法科大学院認証評価における評価の視点について、画一化されていない視点での評価は、改善の促進策と考えられる。

【将来への取り組み】

自己点検・評価のための組織体制を整備し、適切な評価項目及び確立された方法に基づいた自己点検・評価の実施(9-1)および自己点検・評価の結果の広い公表(9-2)

平成26年度法科大学院認証評価の受審に向け、全項目について自己評価・点検を実施した結果を基に、次年度以降も定期的な実施を行う。また、その結果については、本研究科ホームページへの掲載による公表および冊子物での公表を行う。

自己点検・評価を自らの改善に結び付けるために、特色ある取り組み(9-5)

学外評価委員会の開催方法について、学内委員からの報告による意見・助言方法から、前述した平成25年度自己点検・評価書による書面調査および本研究科の視察を含めた実地調査を5年サイクルで実施する。

【現状の説明】

法科大学院の組織・運営と諸活動の状況の情報公開(10-1)

本研究科では、学則第7条において「本研究科における教育研究活動等の状況については、刊行物への掲載等によって、積極的に情報の提供を行う。」と定め、積極的に情報を公開する姿勢を明らかにしている。

ホームページによるものと印刷物によるものとがある。

(1) ホームページによるものについては、本研究科ホームページ

(<http://www.agu.ac.jp/graduate/lawschool/index.html>) 上に次のようなコンテンツを公開している。

- 1) Topics & News(折々の企画(学内の研究会、講演会等々)の紹介)
- 2) 理念・特色(メッセージ、教育理念、特色、学則に区分)
- 3) カリキュラム
- 4) 施設・設備
- 5) Voice(座談会、新司法試験合格者インタビュー、OBからのメッセージ、学生インタビュー、教員からのメッセージに区分)
- 6) 教員紹介(研究者教員、実務家教員、兼任教員、チュータ弁護士に区分)
- 7) 奨学金・学費(本学独自の奨励奨学金、給付奨学金、法学部同窓会奨学金等、学納金、修了後の支援体制に区分)
- 8) 入学者選考(受入方針、募集人数・出願資格、出願書類・出願方法・送付先、試験日時・科目・配点・判定方法、受験上の注意・入学検定料、入試スケジュール、入試データ・新司法試験結果、過去の入試問題、願書請求に区分)
- 9) Q&A

(2) 次に印刷物であるが、法科大学院独自には『法科大学院パンフレット』、『法科大学院要覧』、『シラバス』を毎年発行している。これに掲載されているのは、以下の通りである。

『法科大学院パンフレット』

掲載内容は、本研究科ホームページとほぼ同様である。

『法科大学院要覧』

- 1) 本学の沿革と組織
- 2) 授業日程表
- 3) 学年暦
- 4) 学則及び諸規程
 - ① 学則
 - ② 修学規程
 - ③ 既修得単位の認定に対する取扱内規
 - ④ 法学既修者の単位認定に関する申し合わせ
 - ⑤ 法務研究科における長期にわたる課程の履修に関する細則
 - ⑥ 長期履修制度における履修方法についての内規

- ⑦ 成績判定に関する異議の申立てについて(内規)
- ⑧ 個別学習室の利用に関する原則
- ⑨ パソコン室利用について
- ⑩ 奨学金規程
- ⑪ 法務研究科特別奨励賞についての申合せ
- ⑫ 法務研究科研修生内規

5) 授業科目及び担当者一覧

6) 履修・学生生活の手引き

『シラバス』

- ① 採点評価方法(統一評価基準)
- ② 共通的な到達目標
- ③ シラバス(授業計画)集(授業の概要、到達目標、授業の形態、教科書、参考文献、評価方法、履修条件・その他、各回における授業計画)

(3)FD活動による学期ごとに授業アンケートの結果を集計・分析し、各教員の自己評価をとりまとめ印刷し、学生個人々々および授業担当教員に各一部を送付して、閲覧に供している。

(4)大学全体の情報公開としては、全学のホームページがあるほか、印刷物として『愛知学院大学だより』が発行されており(年約5回)、教員の紹介等が行われている。なお、シラバスについては、本研究科ホームページ上にデータベースとして掲載しているが、教員・学生との双方向での入力が可能となっている関係上、学外者への情報公開は、冊子体のみとしている。

(5)教員の研究活動の公開については、教員の研究報告会の開催に際し、本研究科ホームページ上で予告し、学内外の研究者や学生に公開している。またその報告の要旨についてもホームページに掲載して公開している。教員の研究成果や研究活動については、愛知学院大学法学会発行の「法學研究」に掲載している。

(6)入試情報については、学内2回、本学栄サテライトセンター(名古屋市内)2回、学外(東京・京都・名古屋駅周辺)での合同説明会5回の延9回の入試説明会を実施し、本研究科パンフレット、募集要項および過去の入試問題を配付し情報を提供している。(根拠:参考資料:法科大学院要覧、本研究科パンフレット2014、平成25年度進学相談会担当者表、平成24年度秋学期および平成25年度春学期授業アンケート調査結果送付文書、本研究科ホームページ資料(<http://www.agu.ac.jp/graduate/lawschool/index.html>))

情報公開のための規程及び体制(10-2)

本研究科学則で「積極的に情報の提供を行う」旨を定め、学外に対して、前記本研究科ホームページ等を通して情報の公開を行っている。

また、情報の開示請求に関しては、「愛知学院大学・愛知学院大学短期大学部情報公開規程」を平成23年4月1日に制定し、当該規程に基づき適切に対応している。なお、入学試験に係る個人情報開示請求については、法務研究科委員会の議を経て平成25年度入学試験(平成24年度実施)から本研究科独自の書式(愛知学院大学大学院法務研究科(法科大学院)入学試験に係る個人情報開示請求書)により対応している。

個人情報の管理については、「愛知学院個人情報の保護に関する規程」に基づいた対応と

している。（根拠・参考資料：愛知学院大学・愛知学院大学短期大学部情報公開規程、愛知学院大学大学院法務研究科（法科大学院）入学試験に係る個人情報開示請求書、愛知学院個人情報の保護に関する規程）

情報公開の説明責任の適切性(10－3)

学生に対する説明責任としては、前述の本研究科ホームページや印刷物だけでなく、「学生・教員協議会」を開催し、様々な問題に関し、直接教員と学生との間で様々な情報の共有し、また教員から説明を行う場としている。

学資負担者に対しては、学生を通じての説明に留まっており、間接的な説明責任の果たし方となっている。

広く一般市民に対しては、本研究科ホームページの閲覧によって、どのような教育理念の下で、どのような入試が行われ、どのような科目が設置され、どのような教員が授業を行っているか、といった基本的な情報を得ることが可能になっている。

法科大学院の組織・運営と諸活動の状況の情報公開の特色ある取組(10－4)

本研究科ホームページでの情報公開内容については、前述の通りであるが、平成25年度秋学期から、修了生向け情報とブログを追加公開し提供情報の充実を図ることとした。

【点検・評価(長所と問題点)】

法科大学院の組織・運営と諸活動の状況の情報公開(10－1)

入試関連情報のうち、入試結果についての情報が乏しく、競争倍率、入学者数および適性試験の平均点・最低点等の情報提供をしておらず、提供情報全般の精査を行い充実や掲載方法に一層の改善が必要である。

【将来への取り組み・まとめ】

法科大学院の組織・運営と諸活動の状況の情報公開(10－1)

求める情報について、アンケート等の調査を実施しのうえ、現在欠落している情報の提供を含め、学生・社会のニーズに応える多様な情報の公開と利便性の向上を目指す。

終章

このたびの点検・評価は、平成21年度認証評価および平成23年度認証評価(追評価)における、勧告・問題点・提言による指摘事項を真摯に受け止め、制度改革や基準等の改正を行い確実に実行することにより、本研究科独自で改善不可能な事項や一部解釈・見解の相違を除き概ね改善されたと判断している。

評価の視点のレベルⅠの法令順守に関する事項をはじめ、このたびの点検・評価から確認のできた事項のうち、更に目指すべき方向の概要は以下の通りである。

大項目1 理念・目的及び教育目標において、理念・目標の周知および教育目標の達成度の検証について、本研究全教職員または学生個人が、どの程度意識し認識しているかの確認方法から順次検討を重ね対策を講じて行く。

大項目2 教育の内容・方法・成果等において、先ずは、「法医学・法歯科学」は文部科学省告示の解釈および本研究科授業内容の捉え方における見解について、大学基準協会委員との間に解釈に相違が生じており、今回の認証評価受審で協議し納得のうえ策を講じていく。次に教育課程に関する特色ある取り組みおよび教育成果に関する特色ある取り組み共に、特色を創出する必要性を真摯に受け止め、理念・目的および教育目標に即した取り組みを実施すべき策を講じる。

大項目3 教員組織において、専任教員の人事計画の見直しが最重点課題である。次に研究活動の機会の保障に関し、全学的な制度のうち年齢制限について、本研究科設置時の専任教員採用での特殊事情に配慮した特例扱いではない制度への改善を実現し、本研究科専任教員の研究活動に専念できる環境整備を推進して行く。また、専任教員の教育・研究活動の活性度評価手段としての研究報告会の開催回数の増加に併せ、全学教員・学生への開催広報の強化を図り、本報告会の内容の充実に努める。

大項目4 学生の受け入れにおいて、入学者選抜における競争性の確保是最重点課題であり、法科大学院への進学希望者の大幅な減少傾向の状況下にあるが、本研究科の理念・目的および教育目標に合致し、学習意欲旺盛な質の高い学生の確保に向け、志願者の意識調査を含めた広報活動のあり方や選抜方法の更なる改善を図るうえでの検討を重ね対策を講じる。また、収容定員に対する在籍学生比率について、平成23年度以降は過度な不足状態であり、転入学選考の制度を設け実施しているが、希望者が皆無の状況が続いており、対策としての機能が果たせない。これは入学者選抜における競争性の確保に連動しており、根本的な対策としては、志願者増ための広報活動をはじめとし、選抜方法の改善につとめる。

大項目5 学生生活への支援において、在学中に修了後の就職に不安を持つことなく学修に集中できる環境整備の一つとしての愛学法律事務所(仮称)の早期設置に向けた活動を強力に推し進めていく。

大項目9 点検・評価等において、定期的に自己点検・評価を行い、その報告書に基づき「学外評価委員会」においても評価を受け、広く社会への公表を行う。

大項目10 情報公開・説明責任において、入試関連の提供情報の拡充を早急に行い、学生・社会のニーズに応える。